

第127回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和8年6月17日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	重 田 直 人	2番	野 村 尚 史
	3番	田 村 栄 子	4番	山 本 康 則
	5番	森 脇 裕 和	6番	高 見 寛 治
	7番	大 内 将 広	8番	千 種 和 英
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	金 谷 英 志	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	加 古 原 瑞 樹
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
	書 記	清 水 敏 幸		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	江 見 秀 樹	副 町 長	森 下 守
	教 育 長	大 森 一 繁	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	大 上 崇	住 民 課 長	福 岡 真 一 郎
	健康福祉課長	間 嶋 節 夫	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	山 西 宏 明
	上月支所長	大 上 千 佳	南 光 支 所 長	豊 岡 敏 弘
	三日月支所長	稲 田 俊 美	会 計 課 長	高 見 浩 樹
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	寺 本 保 彦
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（加古原瑞樹君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴の際、守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第 1. 一般質問

議長（加古原瑞樹君） 日程第 1 は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、4 番、山本康則議員の発言を許可します。山本康則議員。

〔4 番 山本康則君 登壇〕

4 番（山本康則君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議席番号 4 番、年は取っていますが、新人議員の山本康則です。よろしくお願いします。

本日、6 月 17 日は、おまわりさんの日だそうです。何でも、明治政府のもと、明治 7 年、1874 年 6 月 17 日に、日本で初めて、巡査制度が導入されたのと同時に、警察官という職業が生まれたことに由来しているというふうに書いてありました。

こういう日であることを念頭に置きまして、清く正しく誠実に、この席からは全体質問を行い、関連質問に関しては、所定の席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、全体質問に入らせていただきます。

質問事項は、中学校部活動の地域展開、地域移行への取組であります。

令和 7 年 12 月、文部科学省は「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～を示しました。

それには、部活動改革の理念として、以下の 3 点が告げられています。

①、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠。

②、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要。

③、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

とあります。

加えて、部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する「学校における働き方改革」の推進を図る

ことなどについても考慮することが必要である。

部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。

部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人、高齢者や障がい者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待される。とあります。

続いて、令和５年度にスタートした部活動改革に関する改革推進期間、これは令和５年度から令和７年度に想定されておったんですが、それが終了しました。この間、国の実証事業に参加する地方公共団体が着実に増加するとともに、地方公共団体や関係団体等の創意工夫により、多様な地域クラブ活動の運営モデルが形成され、指導者の確保をはじめとする課題の解決に向けた様々な方策等も明らかになっています。他方、検討等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体があることも事実です。

そうした中、中学生世代の人口は、さらなる減少が続いており、地方を中心として、学校部活動を巡る状況は、年々厳しくなっています。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念されます。

令和７年５月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、文部科学省では、令和８年度から令和１３年度までの６年間で新たに、改革実行期間と位置づけ、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしました。

こういった状況を踏まえまして、以下のことについて伺います。

１点目、中学校部活動の地域展開、地域移行への現在の進捗状況は。

２点目、実施上の課題は。

３点目、令和１３年度へ向けての展望は。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、中学校部活動の地域展開への取組についてのご質問にお答えいたします。

まず、１点目の中学校部活動の地域展開、地域移行への現在の進捗状況についてですが、令和５年に文部科学省、スポーツ庁及び文化庁から示された部活動改革方針に基づき、近隣の他市町の動向や進捗状況等にも注目しながら、本町においても段階的に準備や取組を進めてまいっております。

現在の具体的な取組として、関係団体との連携協議や協力依頼をしております。文化協会、スポーツ協会などの関係団体にアンケート等で意向を聞きながら、地域展開の可能性や課題について現状把握を進めているところです。また、近隣市町の状況を聞いたり、情報を集めたりもしております。

そして、小学生、中学生にもアンケート調査を実施し、部活動に対する児童生徒のニーズを把握する準備も進めております。

令和５年１１月から約１年間、上月中学校の女子バレー部において、ボランティアで指導

に関わっていただいていた OB の方を部活動指導員として正式に配置し、教員とともに指導に当たっていただいております。このような部活動指導員に適した人材も、現在、探しているところです。

次に、2 点目の実施上の課題についてですが、部活動の地域展開を進める上で、以下のような課題があると認識しております。

1 つ目に、指導者の確保と育成が挙げられます。専門的な知識・技能を有する指導者の確保が課題となっております。特に、地域の社会体育や文化活動の指導者との連携、OB・OG の活用、さらには新たな指導者の発掘と育成が必要であると考えております。

2 つ目に、生徒・保護者・地域の理解と合意形成です。大人の都合だけで改革を進めるのではなく、児童生徒のニーズ、保護者の期待、地域の実情を踏まえた丁寧な合意形成が必要です。

3 つ目に、少子化に伴う児童生徒数の減少です。本町の中学生人口が年々減少する中で、従来型の学校単位での部活動維持が困難になっており、複数校での合同実施や地域クラブ化への転換が必要です。

そして、4 つ目に、受け皿となる地域組織・施設の整備です。生徒のニーズによるスポーツ活動や文化活動を受け入れることができる地域スポーツクラブ、文化団体、公共施設の確保と、その運営体制の構築、送迎・移動手段等が課題です。

また、5 つ目に、教職員の働き方改革との両立も挙げられます。地域展開により、教職員の負担軽減を図りながら、学校教育の質を維持し、教職員の心身の健康確保することも重要です。

最後に、経費負担の在り方についても検討が必要で、地域クラブ活動の運営に必要な経費の負担者や補助制度の設計等が課題となっております。

次に、3 点目の令和 13 年度へ向けての展望についてですが、令和 8 年度から令和 13 年度までの改革実行期間に向けて、現時点での本町の展望と取組方針をお答えいたします。

まず、現在、実施しているアンケート調査の結果等を踏まえ、生徒・保護者・地域の意見を最大限に尊重しながら、段階的に可能なところから地域展開を進めてまいります。休日の部活動から始め、平日への展開を検討してまいります。

次に、関係団体との連携強化です。文化協会、スポーツ協会、地域づくり協議会等との連携を深め、地域全体で子供たちのスポーツ・文化芸術活動を支える体制を構築していきたいと考えております。社会体育の指導者との協力体制も整備していきます。

そして、少子化の中でも、できる限り児童生徒が自分の希望に応じて多種多様なスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境を目指して、整備していきます。障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒も含め、誰もが参加できるインクルーシブな活動を推進したいと考えておりますので、部活動の地域展開を通じて、中学生のみならず、子供から高齢者、障がいのある方まで、全ての町民のスポーツ・文化芸術活動に関する施策を総合的に進めていきます。これにより、ウェルビーイングの向上、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化にもつなげてまいります。

課題である指導者の確保・育成体制の整備については、まず、部活動指導員や地域人材を活用した指導者の配置を拡大していきます。そして、地域の指導者を対象とした研修会の開催や、指導者情報の登録・活用システムの構築を検討いたします。

また、受け皿となる地域クラブ活動の創設を進めます。既存の社会体育団体、文化団体との連携を深めるとともに、必要に応じて新たな地域クラブの設立や支援も検討していきます。学校施設の活用や公共施設の効果的な利用も図ります。

そして、今後、これらの取組について、定期的に地域展開の進捗状況を検証し、生徒・保護者・地域、関係者からの意見を踏まえながら、必要な改善を加えてまいります。

部活動の地域展開は、少子化が進む中で、子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するための不可欠な改革です。本町では、生徒のニーズを最優先としながら、文化協会、スポーツ協会、地域づくり協議会等の関係団体と連携し、地域全体で支える体制を構築してまいります。

令和 13 年度に向けて、全ての生徒が豊かで幅広い活動機会に恵まれ、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境整備を目指し、計画的かつ着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、山本康則議員。

4 番（山本康則君） まさしく、文部科学省が示している指導方針、改革方針にも準じたお答えをいただいております。

本当に、地域全体で子供たちを支えていく。そして、地域全体が受入れ、人事ではないというね、関わりを構築していくっていう、これは非常に大切なことだと思います。

教育長の答弁の中で、近隣市町の状況の把握を行いというふうなことがありました。どの程度の把握をされておるのか教えていただけたらと思います。以上です。

〔教育長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） まず、初めに、兵庫県内で取組が進んでいる大きな市については、新聞紙上でニュースが流れてきて、そのことが大きく取り上げられることがあります。私が教育長として、中西播磨教育長会議等で情報交換をしていった部分で言いますと、姫カツというのは、非常に進んでおります。

ところが、姫カツにつきましても、令和 13 年度には完全移行という形ですが、今現在、平日は中学校での部活動、土日は地域でというような形で行っている状況がありますので、もう姫路市が、既に、もう姫カツで、全ての部活動が地域に展開されている。そういった状態ではないというふうに聞いております。

赤穂市においては、この秋から、地域に展開するということを、早くから言っております。それに向けて、今、必死で頑張っているというふうに聞いております。

たつの市においては、学校での部活動と地域での部活動を両方を推進していくハイブリッド型というふうに聞いております。

宍粟市については、年度を決めて、完全に地域に移行していくというふうに聞いております。

特に、佐用町と似ている福崎町、市川町については、佐用町と同じで、指導者不足、受入れ団体等が非常に少なく、大変苦戦しているということで、そういった情報を交換しております。

また、7 月の頭にも、改めて、教育長研修会がありまして、そこで、各市郡の情報を共有するというふうに、そういったことで継続的に、お互いの情報交換をしているところで

議長（加古原瑞樹君） 山本康則議員。

4 番（山本康則君） 非常に、各地域の状況を把握していただいて、本当に、それと、佐用町に準じる部分を検討していくというところで、よい取組であるというふうに思っています。

私のほうも、調べたところ、神戸市については、コベカツクラブということで、今年の9月、令和8年9月から開始ということで、中学校の部活動は、令和8年8月までで、完全に終了していく。夏までは、部活動に所属し、それ以降は、コベカツクラブに入部するというふうなことを聞いております。

姫路市の姫カツについては、この令和8年、本年度の9月から開始ということで、月会費も決めておりましたね。スポーツクラブが3,000円。文化クラブが月2,000円っていうふうなね。それから、保険料等のことも決めておりました。

西播磨の取組も、赤穂市は、早くから決めておまして、令和8年度、3年生が引退と同時に、学校部活動は終了ということで、その後は、認定地域クラブ活動に所属して、活動できるというふうなことでありました。

また、赤穂市は、準備が整ったところから移行、令和10年度夏までには移行完了というふうな方針。

たつの市も、昨年度より、地域展開の段階的な移行というようなことで、令和9年度からは、地域展開の拡大というふうなこと、それから太子町は、令和8年度から、土日の地域移行、そして、宍粟市は、令和10年度、10月から地域クラブ活動が開始というふうな流れております。

これ、こういった、このような状況を返して言えることは、これまでの部活動の様式、我々が認識している部活動という形を、これを継続していこうと思ったら、非常に無理があると思うんですね。だから、どっかの段階で、佐用町もどっかの段階で、学校の部活動は、ここで終わりや。そして、これからは、地域展開、地域クラブに所属していくんやっていう方向性、そして、その期日を、区切るべきであるというふうに思っております。

宍粟市の例なんかで言いますと、小学校4年生、5年生の段階で、この子たちは、中学校の1年生までは、中学校の部活動でできるんですけど、それ以降は地域クラブに行きますよっていうふうなことを示されております。

やっぱり、小学校、特に3年生、4年生、5年生あたり、この子たちに、これまでの中学校の部活動、彼女、彼らが抱いている、そういった部活動ではなくなるんやということを、やっぱり示していく必要があると思うんですね。

これまでの部活動は、例えば、中学校1年生までは部活動で経験できるんやけど、2年生からは地域クラブに展開していくでっていうふうなね、そういうふうな行動パターンとかね、スケジュールを示していくべきではないかなというふうなことは思っております。

それに基づいて、各地域スポーツクラブ協会であるとか、あるいは文化協会等々に、働きかけていただいて、受け入れていただくというか、施策を取っていただいております。非常にありがたく思っております。

それに関して、今月の広報の中に、スポーツ協会の方が赤いパンフレットで、ピンク色のパンフレットとですね、会員募集の案内を出しておりましたよね。これによりますと、例えば、小中学生を募集しているクラブ、佐用町少年硬式野球協会、佐用町卓球クラブ、佐用町バトミントン協会、佐用町テニス協会、佐用町剣道協会、佐用町柔道協会、佐用町

バスケットボール協会等々が、一応、この募集範疇の中で中学生入っただけですよね。こういうところと地域展開を密接に関連させていくっていうふうなところがあっていいんじゃないかな。そういった方向性を指し示すというところが、いいのではないかなというふうに思っております。

他都市の状況等を聞きますと、やっぱり、いろんなスポーツもやりたい、文化芸術もやりたいっていうような生徒については、例えば、月火はスポーツやります。それから、水木は文化芸術のほうに行きますっていうね、これもありですっていうふうだね、というふうなことも言われておりました。

だから、これまでの中学校の部活、要するに、郡大会を勝ち抜いて、西播大会に行き、そして、西播大会からさらに県大会を目指すというね、こういうふうな勝利至上主義的な部活動ではないんやと、もっと広く、生徒のニーズに応じた文化的活動でもいいし、レクリエーション的なスポーツでもいいしっていうふうな、そういうふうなのを指し示してやることによって、地域展開を図っていくのではないかなというふうに思っております。

それにより、そこに、既に、属しておられる成人の方、お年寄りの方等々と、交流を図ることができます。そういうことによって、教育委員会が、昨年度から展開されておりますコミュニティスクールの一端を担うっていうふうな、そういうふうな視点も考えられるのではないかなというふうなことを思っておりますので、これまでの部活動の概念を崩して考えていくっていうね、いうところが非常に必要なのではないかなというふうなことは思っておりますが、教育長の見解をお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

教育長（大森一繁君） まず、今後の計画ということで、最初に話がありましたが、まだ、原案の段階ですが、教育委員会で、他市町の状況を参考にしながら、ロードマップといったものを、今、作成しております、アンケート結果等を受けた上で示していきたいと考えております。

佐用町が、取組が、非常に遅れていた分は、受入れ団体等がかなり少ないんじゃないかということで、そういう中でロードマップを先に出してしまっただけを決めてしまえばどうしようもないということもあるということで、ちょっと、後手に回ったというのが事実であります。

先ほどの部活動の概念ですけれども、私も中学校に勤務して、長く部活動を指導してまいりました。全中という全国中学校総合体育大会というのが夏にありまして、野球の甲子園を目指すかのように、中学校で部活を、運動部活動している生徒は、そこを、頂点を目指していくというのが、現在の部活動でありました。

そういった学校において、スポーツ等を一生懸命やって、技術、精神的な面も含めて、人間形成を図っていくという部活動、非常に大事であります。今、部活動の地域展開につきましては、山本議員がおっしゃられましたように、子供たちが、いろんな分野に興味を持ったところに、気軽に参加して、生涯にわたって、スポーツや文化に、芸術に親しむということになっておりますので、大きく概念を変えなければならないということも認識しております。

ただ、一方で、スポーツ等を本格的にやって、技術を磨いていきたいという生徒も、一方でいると思いますので、そういったすみ分け、この地域クラブは、そういった競技技術の向上を目指して、大会参加を中心に、どんどんやっていきますというクラブあり、また、

一方では、そういったことでないというクラブってことで、すみ分けをして、生徒たちが選べるというのが理想だと思いますが、なかなか、今、しゃべっておりますけども、現実的には非常に厳しいというのが、正直なところであります。

答えになってるかどうか分かりませんが、以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、山本康則議員。

4 番（山本康則君） まさしく、教育長言われたとおりだと思います。

もう佐用町の現実的な状況を考えた時に、本当にこう、受入れ団体が非常に少ないというのも非常に認識しております。

それを、だから、より広げて、地域全体で受け入れるっていう、そういったシステムが、できていけばいいなっていうふうなことを考えております。

それで、それには、例えば、放課後の生徒の輸送方法、これをどうしていくのかっていうふうなこと。それから、例えば、指導者に対する賃金、報酬はどうしていくのかっていうふうな部分。これは、やっぱり、予算的な部分も、かなり関係してくると思うんですよ。だから、教育委員会事務局だけではなくて、それこそ財政課も関わっていただいて、総括的にチーム佐用として、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

やっぱり、予算的なものっていうのは、絶対、必要になってきますので、それを踏まえた上での実現可能な形に、それがあって初めて、できるのではないかなというふうなことを思っております。

予算措置、今、今年度どうのこうのっていうんじゃないですけど、そのロードマップを作成していく上での予算措置について、どうお考えでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 予算については、国や県も当然ながら、この部活動の地域展開を進めていく中では準備しておるところでございます。

特に、部活動の地域展開推進事業といたしましては、休日と平日のクラブ活動への支援とか、そういう区別もございまして、そこへの補助金、国が3分の1、県が3分の1、市町が3分の1というような補助事業もございまして、あと推進体制の整備とかいうのもございまして、各自治体へのコーディネーターの配置、それから人材バンクの設置であるとか、指導者となっただけの方への研修とか、そういったことを確保するための補助金等々、以降につきましても、活動に必要な経費等の補助金も予定されております。

これらは、適切な時期に、適切に有利な補助申請を行い、佐用町が必要な時に申請していこうという考えでおります。

〔山本君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、山本康則議員。

4 番（山本康則君） ぜひ、予算措置も講じていただけたらなというふうに思っております。

す。

それから、教育長の答弁の中で、中学校の教員の働き方改革の一端を担うっていうね、いうふうなこともおっしゃられていました。

いや、まさしく、私は、その観点も非常に大事なのではないかなというふうに思っております。

これまでは、当然のごとく、中学校の教員は、部活動の担任をし、そして、部活動の大会への引率等々にも関わってきました。もちろん、その生徒指導上の問題の解決等々にも、非常にこう、部活動が重要な役割を示していたというのは分かります。

ただ、働き方改革っていう観点を考えると、これは、文部科学省の全国的な調査なんですけど、時間外在校等時間等の状況についてということで、令和6年度の状況を示しておるんですけど、ざっくり言って、残業時間ですね。

残業時間、小学校の教員が月 40 時間の割合が 77.8%なんですね。それに対して、中学校は 60.5%。

それから反面、月 80 時間超の割合、これは小学校は 1.3%つきまして、それから、中学校は 7.4%なんですね。

非常に、もう過労死ラインを超えるような超勤等が生じているっていう現実があります。これは、やっぱり、部活動の指導が終わった後に、中学校の先生方は職員室に戻ってき、子供たちのノート指導をしたり、あるいは教材研究、それから、明日の授業準備等々を行っていくわけですね。

だから、小学校の先生、中学校の先生も明らかに在校時間の格差が生じているわけですね。

これは、部活動が地域展開をすることによって、教師の、そこに対する負担が軽減されることによって、中学校の先生方は、明日の授業準備、教材研究、それから、生徒指導上の充実っていうふうなところ、生徒一人一人に向き合う時間が、やっぱり、増えていくんですね。

これは学校の本来の姿になってくるのではないかなというふうなことを思っております。その点について、大森教育長、どう思われるでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大森教育長。

教育長（大森一繁君） ありがとうございます。

ちょっと、個人的な話をして申し訳ないんですが、私が中学校の教員になった頃、私の赴任した学校は、部活動が夜7時までありました。7時半下校、体育館の部活動は8時下校、土曜日、午前中授業して、午後、部活動。日曜日は、練習試合。1週間で自分の時間が取れるのは日曜日の夕方だけ。結婚をして、子供を授かりましたが、子供の起きている姿を、ほぼ見ることがないような日々を過ごしました。

言い方が悪いんですけども、部活動母子家庭とかいうふうに揶揄されたこともありました。

それでも若くて子供たちと一緒に活動するのが楽しくてやったことを、今、思い出しております。

そういった中で、時代とともに変わってきてまして、今現在は、平日1日と、土日どちらか1日、週に2日間は部活動をしないう一部活デーということを決めて、取り組んでいますので、佐用町でも、完全に、それは実行できております。

ところが、働き方改革ということで、昨年度、県の教育委員会が一般、地域の皆様に出したチラシの中には、超過勤務時間が月 80 時間超の教職員をゼロにすること、どう思われますか。80 時間という設定が異常だと思うんですが、先ほど確認しましたら、昨年度 1 年間佐用町内でも、年度初め、学期初めに、80 時間を超す先生が数名いらっしゃいました。今年度は、今のところ 80 時間以上という報告は上がってませんが、佐用町においても、そういう現状があります。

ですので、部活動の地域展開は、子供たちのためというのが最優先ではありますがけれども、一方で、教職員の働き方改革もあるんだということを、町民の皆様にも知っていただいて、ぜひ協力をお願いしたいと強く思っているところです。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、山本康則議員。

4 番（山本康則君） まさしく、そうだと思います。

やっぱり、教師の本来の姿っていうのは、子供たちに学力をつけ、生きる力をつけていく。中学校の生徒が、学力を保有し、そして、道徳性を磨き、そして、生きる力を身につけていくっていう、そこに専念できる時間を確保するっていうことは、これは、ひいては子供たちのためでもあるというふうに思っております。

ぜひ頑張っていってもらいたいというふうに思っております。

神戸市が、現職の教職員に部活動の地域展開になった時に、部活動を自分はやりますか、やりませんか。部活動の指導者としてね、自分はやりますか、やりませんかというアンケートを取った時に、やりますと答えた割合が 30%を切っていたという衝撃的なデータが出ております。

それで、「やります」っていうふうに答えた先生方っていうのは、40 代、50 代の人が多かったっていうふうな、若い世代は、もう軒並み、「いや、もうしません」というふうな、答えが出ております。

つまりね、ワークライフバランスの問題なんですよ。

特に、偏見的な形で、しゃべっていたら、ちょっと、申し訳ないと思うんですけど、やっぱり、若い世代ほどワークライフバランスを大切にしていってという傾向が、ものすごくあります。

ですから、この部活動改革の地域展開を推し進めていながら、先生たちのワークライフバランスを確立していくっていうところ、これも非常に重要な観点ではないかなというふうに思っております。

聞くとところによると、先生が、中学校の教員が、例えば、異動を希望する。異動を希望する観点の第 1 点目は何か。部活動の地域移行が完全にできている市郡かっていう、そこになってくるんやというふうなことを、お聞きしました。

あの、これ、佐用町、いつまでも、ここ手つかずの状態でおると、本当に西播、近隣市郡町に、先生が希望して、希望するっていうふうな、こういうふうな、もう、あつてはならない予見なんですけど、そういうふうなことも懸念されるわけです。

先生方が子供たちに向き合い、教材に親しみ、そして、明日の授業に勢力をつぎ込める。そういった学校支援体制、これは、部活動の地域展開と両輪で考えていくっていうところを、非常に思っております。

ぜひとも推進に、力強くご協力をいただきたいというふうに思っております。

最後になりましたが、部活動改革は、生徒の活動機会の確保充実のみならず、大人も含

めた人々のウェルビーイングの向上、地域社会の維持活性化、長寿健康社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ、一丸となって取組を進めることが重要です。

教育委員会事務局だけで実現できるものではありません。

実施を伴う予算措置等も含め、行政全体で、チーム佐用となり推進されることを願い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（加古原瑞樹君） 山本康則議員の発言は終わりました。

続いて、10 番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

〔10 番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 10 番議席、立憲民主党の廣利でございます。

この場からは、違法なメガソーラーに対する町長の見解はということで、聞いてまいります。

太陽光発電施設の総数把握の問題について、まず最初に、太陽光発電施設の総数把握と危険な状況な箇所について調査、把握はやっているのかと。

今後パネルの更新などが予想されるが、そもそも所有者の名義の変更などで近隣自治会でも把握できず、異常などの住民からの報告などで役場のほうで把握しているような箇所はないのか。

危険な事例の把握。盛土の造成などで周辺地域に大雨の際、水があふれたり、土砂の流出、人家に影響を及ぼしたり、などの事例把握はしているのか。また、過去に、そういうことが生じたところのその後の調査、対策はできているのか。

ハザードマップ更新状況。令和3年3月更新されて、その後、令和8年5月更新ですけども、県及び市町の盛土総点検の結果を受けて、2021年12月15日、結果公表を県のほうでしておりますけれども、是正措置として指摘を受けている7か所、その中に佐用町の1か所を含む、森林法、条例等に違反ということになっております。

しかし、ハザードマップ上には、この5月更新の分について、反映をしていないんですけども、町長の説明を、お願いいたします。

住民への公開ということで、森林法、盛土規制法、2つの法律などに反する太陽光発電施設に対して県と一体となり是正措置の状況を住民に公開すべきだというふうに思いますが、町長の見解をお尋ねします。

最後に、廃棄物の処分、太陽光発電施設の工事等に関わるですけども、廃棄物の処分について、住民の方々の声は、役場、あるいは町長のほうに届いておりますでしょうか。お聞かせください。

引き続き、再質問については、所定の席からさせていただきます。

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、廣利議員からの違法なメガソーラーに対する町長の見解はとのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず初めに、町民の皆様の安全・安心の確保ということは、町政における最優先課題でございます。太陽光発電施設に関連する防災対策に限ったことではございませんが、これ

につきましても、今後とも兵庫県と緊密に連携しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

まず、1点目の太陽光発電施設の総数把握についてでございますけれども、兵庫県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例に基づきまして、事業区域が5,000平方メートル以上の大規模施設については届出が義務化をされておまして、平成30年の条例施行から現在までに、佐用町では7か所の届出がございました。

一方、条例施行前の平成30年以前に設置された施設ですとか、5,000平方メートル未満の小規模な施設につきましては県条例の対象外となるため、佐用町がその全てを完全に把握することは困難な状況でございます。

しかしながら、近隣住民の皆さんからの異常報告などによって、町が、そういった状況を把握した際には、その都度、兵庫県の関係機関へ速やかに連絡をして、情報の共有に努めておるところでございます。なお、設置者の変更ですとか、計画の変更の際には、この県条例に基づきまして、近隣関係者への説明が義務づけられているということでございます。

次に、2点目の危険な事例の把握についてでございますが、過去に盛土造成地からの土砂流出による人家の被害ということは、確認はされていません。ただし、盛土かどうかに関わらず、盛土に関連していないとしても、人家裏で大雨等、いろんな理由はあるかと思いますが、土砂崩壊などの情報が寄せられた場合は、職員が、当然、現地確認を行い、県や関係機関と連携して対応をしているところでございます。

また、兵庫県では、毎年、梅雨期を控えた5月を宅地防災月間と定めております。これに合わせて、県、佐用町、及び関係機関が合同で「防災パトロール」を実施しておりまして、災害防止への注意喚起と、住民の皆さんの防災意識の向上を図っているところでございます。

次に、3点目のハザードマップの更新状況についてでございますけれども、佐用町のハザードマップは、令和3年3月に更新しまして、広く周知を図ってまいりました。

さらに、直近の令和8年4月には、最新の土砂災害警戒区域等の指定状況を反映した更新を行いまして、現在は、佐用町のホームページ、また、昨日、答弁もありました公開型GISの「さよ★マップ」においても公開をしているところでございます。

このハザードマップの更新基準ですけれども、兵庫県が実施する基礎調査の結果に基づき、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況を反映させて作成するというものでございます。

ご指摘の盛土点検結果のハザードマップへの反映ということについてですけれども、土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等を記載することということが法律で定められております。

一方で、盛土点検の結果は、危険な盛土の安全性を確保するための行政指導の対象となるものでございまして、ハザードマップの記載対象とは法的な性質が異なるものでございます。

ただし、盛土点検で指摘された箇所が、その後、県によって新たに土砂災害警戒区域というものに指定された場合につきましては、その時点で速やかにハザードマップへ反映をするということでございます。

次に、4点目の住民への公開ということにつきましては、各種法令に基づく、この是正措置の指導や監督というものは、兵庫県の権限に属するものでございます。

住民の皆様への情報公開につきましては、令和3年12月に兵庫県が記者発表をなされました「熱海土石流を踏まえた盛土総点検結果について」以上の情報は県からは公表されておりません。

しかしながら、この盛土総点検の対象箇所につきましては、兵庫県の建築指導課が窓口となりまして、関係機関と3か月ごとにフォローアップ調査と情報共有を行い、連携して強い是正指導等が実施されております。

町といたしましても、一刻も早く是正措置が進みますよう、今後とも県の関係機関と緊密な情報共有に努めてまいる所存でございます。

最後に5点目の廃棄物の処分についてでございますが、太陽光パネル等の廃棄処分に関しまして、住民の方からの問い合わせや相談は、現時点においては、寄せられておりません。

しかし、全国的に太陽光パネル等の経年劣化に伴います廃棄問題への懸念、関心というものは高まっておりまして、この問題は、決して他人ごとではないというふうに認識をしております。

太陽光パネルの解体・撤去は、廃棄物処理法や、兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例等に基づいて、事業者が処理責任を負い、適切な処理を行う必要がございます。

また、太陽光発電施設に係る廃棄物は、主に金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、廃プラスチック類でございますが、リサイクルによって、有用な資源を回収することにより、環境負荷軽減と経済的効果をもたらすというふうにも指摘をされております。

また、2022年7月から、10kW以上の全ての太陽光発電の固定価格買取制度等の認定事業を対象に売電金額から廃棄費用を控除して、いわゆる天引して、電力広域的運営推進機関に積立をされるという廃棄費用積立制度が義務化をされており、適正な廃棄処理に向けた動きが加速している状況でございます。

このいわゆる積立てが開始されるのは、固定価格買取制度の10年を経過してからということで、佐用町所有のメガソーラーで言いますと、中山の発電施設は、そのような形で天引きが、もう既になされているという状況でございます。

以上のことから、町としましても、処分方法や資源の有効利用について、国や県の動向を注視するとともに、関係法令及び、環境省のガイドラインに基づいて、事業者に対して、県とも連携しながら、適正な処理を指導していくことが重要であるというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） まず、違法なメガソーラーと、法に反するという事で、ここで、私は、断じているわけですが、まず、違法なメガソーラー、佐用町内にあるということの思いと、それから、どの法律に、ここにちょっと、書いてはおるんですけれども、2つの法律に反するという事で、違法なメガソーラーというふうに、私は、断じているんですけれども、全国的には、こういう形で、盛土規制、あるいは、森林法というふうなところについて、法律に反するところについては、ありますけれども、こういう形で町内に断定されて、報告もされてるという例は、やはり、我々としては、こういうものが身近にあるんだということを、改めて、ちょっと、何とかしてほしいというのが、住民の皆さんの気持ちでもあるし、我々の議会と役場との、これからの取組方が問われているというふうに思うんですけれども、改めてですけども、そういう状況について、町長の認

識、見解いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） 違法なメガソーラーということですが、結果として、今、違反になっているのが森林法、それから、産廃条例、宅造法ということです。

そのメガソーラー自体が違法ということではなくて、各法律、あるいは条例に違反した、つくったものがメガソーラーだということは、そういうことなんだろうと思いますが、いずれにしても、現状がメガソーラーということですから、これ違法な状態ということになります。

これは、もう、決して望ましいことではないというのは、もう住民の皆様も、私たちも、これは同じ思いでありますので、これ所管をしている県のほうが、それぞれの担当部署が連携して、粘り強く今も指導をしているということでもありますので、当然、町としても、その様子を、情報をいただきながら、情報共有をして、見守っている状況だということでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 私、議会で最初に取り上げたのは、平成 29 年、平成 30 年、その頃に、続けて、4 回、5 回と太陽光、この違法なメガソーラーの問題について、取り上げをさせていただき、そこからすると、県の対応になるのかも分かりませんが、それ以降の対応が、私からすると、遅々として進んでないと。メガソーラー、違法なメガソーラーが違法なメガソーラーのままであると。

平成 30 年、平成 29 年から、これだけの年数を経過してるわけですが、主には、県の対応が遅いのかも分かりませんが、町がすべきことということについて、いかがお考えでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、森林法の関係ですので、農林振興課からお答えさせていただきますと思いますが、まず、その森林法の違反に関して、県の森林の開発許可ということになります。そちらの森林法の違反ということですので、林地開発は、県の主管ということになってまいりますので、県のほうで是正命令がなされ、是正の計画書が県に提出され、現時点では、その復旧計画に基づいて、粛々と現地のほう対応しておるという報告を受けております。

これは、県から町のほうにも、年 2 回ではございますけども、進捗の状況報告はいただいております。

以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 今回の回答のところを、ちょっと、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど、県の違法なメガソーラーに対する是正措置と、それから、その対象企業が、事業者が、計画を、今後どうしていくっていう計画を出しているはずなんです。
で、それに対する県の対応ですね、是正計画を出し、それから、それが進んでないために、原状復旧計画っていうのを、命令という形で出してるというふうに思うんですけど、そのあたりは、どういう日時っていうか、年数経過しながら今に至ってるわけですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、我々のほうも、県から情報提供いただいている範疇でしか、情報はございませんけども、当初、その平成 30 年ぐらいに、森林法違反ということが確定し、その後、是正計画の提出を求めておって、2 年ぐらい前だと思います。確か。最終的に、その事業計画が認められたと、是正のための事業計画ですね、が認められたと聞いております。
で、今は、その是正計画に基づいて、非常に長期の計画のようでございます。
我々、情報提供いただいているだけなので、詳細について、この場で、なかなか述べにくいので、そこはご容赦いただきたいというふうに思いますが、資金も非常に多大でございますので、非常に長期な是正計画ということを報告を受けております。
以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） ちょっと、日時っていうか、いつ、県のほうが対応があったかというところから、お話すると、令和 6 年 12 月に復旧回復計画というのを、県のほうに、この対象企業、事業者が提出をしている。令和 6 年 12 月です。
それで、県からは、原状回復命令、ちょっと、正確には、ちょっと…。現状回復が必須だということで、命令として出て、めどは、原状回復のめどは、令和 21 年ということで聞いておりますけれども、このことについての認識と了解は、そういう了解でよろしいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、いただいている情報も、議員がおっしゃる情報と一致してございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） だから、今に至るまでが、かなり時間を経過しているわけですがけれども、それで、やっと、令和 6 年 12 月に計画を出して、さらに、今、是正措置が進んでるといいう経過の中で、県は令和 21 年まで待って、原状回復ということです。

ですから、じゃあ、そのメガソーラーがある。現地にある。その佐用町は取るべきことっていうか、総数把握の件もそうですけれども、県の結果報告待ちというような形だけなんでしょう。いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 直ちに危険な状態であれば、我々も注視はしないといけないというところではあります。それは、そのとおりだと思うんですけども、先般の大雨の際も、やっぱり、こういう過去に、かなりの濁り水が出たということも聞いておりますので、そういうところを重点的にパトロールもしております。

我々、建設課と同様なんですけども、そういった過去の危険箇所も含め、パトロールし、何か異常があれば、我々の範疇であれば、即対応はさせていただきますし、それが、県の範疇であれば、県に即要請をするというような対応をさせていただいておるところでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） なかなか、総数の把握ということについても、実際上は、メガソーラーの大きい分しか確認が取れてなかったり、これは人員だとか、町単位だと技術がなかったりとか、いろんなことがあるかも分かりませんが、しかし、手をこまねいているわけではなくって、やっぱり、その状況が変わってると。異常になってると。パネルが破損してしまって、あるいは、先ほど、ちょっと、大水が出た時に、被害は出ていない。要するに、その家屋に対する被害は出てないけども、しかし、それに近いような被害っていうのは、やっぱり、土砂が流れ出たり、水が流れてたりっていうのは、いろんなところで、やっぱり、住民の皆さん経験されていますので、それは、農林振興課だけではなくて、何か対策を、異常を、やっぱり、察知するとか、そういう体制っていうのは必要なのではないかなというふうに思いますけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、先ほど、農林振興課長、この件に関しての答弁しましたけれども、当然、切迫した危険性というのであれば、当然、もう町も主体的に動くわけでありまして。

今回の、この廣利議員が、違法なメガソーラーというふうにおっしゃっている案件については、先ほど、議員がおっしゃったとおり、復旧計画書が出され、復旧計画が承認をされて、今、その復旧の途中であるということでもあります。

で、ここについても、非常に切迫した状況があるのであれば、町としても、もっと県に対して、いろんなことを言うべきところもあるかと思いますが、県の判断においては、ちょっと、あまり細かいことを言うと、特定につながってしまいますので、そこは、ちょっと、あまり細かくは言いませんが、調整池があることや、一部法面、切迫したところには、のり面復旧がなされているということで、その切迫した危険性は、現在ではないという判断がなされているので、少し長期の復旧計画ではございますが、この様子を情報共有しながら、見守っていると、そういう現状です。

今、議員がおっしゃった、ここに限らず、そういう土砂の流出、これは太陽光発電に限ったことではないと思うんですけども、そういった状況があつて、住民の方から、そういう情報があれば、当然、担当課のほうは、先ほどの一番最初の答弁でも申し上げましたとおり、現地に確認に行き、町として、できることがあるのであれば、それは、当然、改善に対する指導ということも、もちろん法令に根拠がなければできませんけれども、そういう根拠があるものであれば、それは、対応していくというのは、当然の姿であろうと思います。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） まあ、私も、いろいろこう調べて見ておりましたら、どこも今回の、例えば、メガソーラーでしたら、許可、県の範疇になるということで、これは全国同じように、そういう形で、県がやっているわけですけども、また、見ていただいたらと思いますけれども、高知県の四万十川のところで、メガソーラーの訴訟がありまして、これは、やっぱり、高知県が所管をしてるんですけども、地元の四万十市が裁判に訴え出て、これは、事業開始が認められなかったという画期的な裁判例が 2024 年 1 月 23 日、そういう判決が出ているわけですけども、これハザードマップとも、ちょっとこう、関連をするんですけども、メガソーラーというのは、かなり広い。佐用町の場合だったら、その山があつて、谷がありますので、幾つもの谷にまたがってということで、たくさんの集落に、地域に、影響を及ぼすことになります。

ですから、これは、ハザードマップが、それだけ広い範囲で、いろんな地域に影響するということを考えた時に、ハザードマップ上には、そのことが、目的が違つと、ハザードマップっていうのと、この盛土規制のところについては、目的が違つということで、町長の話でありましたけれども、なかなか、ちょっと、そこは、何のためのハザードマップなのかなというところについて、これだけ広い地域に影響を及ぼす。それと、現地に行けば行くほど、この 40 メートル、50 メートルの危険な斜面があつて、濁り水も出てるということは、地域の方々は、これは何とかしてほしいし、ハザードマップ上にも、やっぱり、これは、当然、更新されるものと、危険なところというな形で、更新されるものと思っておられたんですけども、ハザードマップの目的とは、要するに盛土規制のところと、ハザードマップとは、直接は関係しないということで、町長が言われたんですけども、住民の皆さんに対する説明として、だから、ハザードマップでは、要するに、危険でないということは、安心で、安全であるということなのかなというふうに取りられかねないのではないかなと思うんですけど、方法としては、ほかに取りようがないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、一番最初の答弁で申し上げたことは、当然、そういう仕組みになっているということは、そのとおりであります。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、私の認識は、その現状が切迫した危険がないという県のほうの判断ですので、その土砂災害警戒区域にも入っていない。そういう危険な区域にも入っていないというふうに判断されたのかなと思っておりますけれども、ここは、再度、そういう県に対して、土砂災害警戒区域に入れるような状況ではないんですねということは、再度、もう一度確認はしておきたいと思いますが、現状では、先ほど申し上げたとおり、切迫した危険性はないのでということでございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） この住民への公開の件について、これ、もう長い年数を、今までにも要しています。これから要するわけですが、しかし、この当該事業所、違法なメガソーラーが町内にあるわけですから、その改善状況等については、住民に知らせていくということは必要ではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

違法なメガソーラーというよりは、森林法違反の是正に対しての指導という観点からお答えさせていただきます。

県に確認したところ、その流域の皆さん、地域住民の皆さんへの状況説明が必要であれば、県から事業者へ、事業者が説明すべきという見解のようでございますので、そこは、おっしゃっていただければ、我々も県のほうに要請はしてまいります。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） すみません。ちょっと、よく分からなかった。

平成 30 年に県のほうからの指示があり、それから、今に至って、それから、最終的には、令和 21 年までかかるわけですから、住民の方に、今の状況について、知らせる方法は、町としては取る方法はないんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） この森林法の管轄が県ということでございますので、我々が、いただいた情報で、先々、説明させていただくとかっていうことはできかねます。

そういった要請があれば、主体である県に、当然、要請もしていまいりますし、基本は、事業者からの説明というふうに聞いておりますので、そういった対応をさせていただきたいというふうに思ってます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 廃棄物の処分の問題についてですけれども、住民の皆さんから、そういう声が、今のところないということですが、先ほどの是正措置と、それから、原状回復というようなところで、廃棄物、太陽光に関するもので廃棄物、それと、注意しないといけないのは、その原状回復の時に、原状回復っていうのは、要するに、山地に戻すということですから、地中に埋めてあるケーブル等々が、これ費用もかなりの費用がかかるということですから、やっぱり、そのあたりも、これは、今後、たくさんのメガソーラーに関わらずですけども、起きてくる、起こってくる事象かなというふうに思うんですけれども、もう 1 回、繰り返しますと、ケーブルが地中に埋めてあるというふうに聞いております。そうすると、原状回復で、山に戻していくという形の時に、そこまで、しっかりと、地中のケーブルを、きちんと、やっぱり、戻していく。回収していく。そういうことについても、しっかり、見ていく必要があるというふうに思うんですけれども、これも県任せという形になってしまうのでしょうか。いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、確かに、民有地でもあります。なので、我々が勝手に立ち入るわけにもいきません。

そのため、県が森林法の指導上という立場を持って、現地の立会いもされているということでございます。

廣利議員が懸念されておられます埋設物を放置するのではないかということに関しては、やっぱり、そういうことをすると、廃棄物処理法の違反にもなってまいりますので、そこも含め、県は指導されるというふうに思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） この事業者については、是正措置が、今、改善されている状況というところでよろしいでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

長期にはなるということを、先ほど申し上げましたけども、その計画どおりに、今は、進んでおるという報告を受けてございます。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） これは、住民の皆さんからの情報です。

で、その旨は、県のほうに、住民の皆さんはお伝えされてます。

その内容は、改善は、してるのではなくて、今あるところは、法に触れる場所です。パネルを撤去した場所、撤去は、今のところ、どこかに、ごみにはなってませんけども、法に触れるところに、また、設置してるということを、写真をもとに、県のほうに申し出をされてます。

そのあたりについては、県と密に連絡を取って、その状況が現時点で今行われているということです。今後、県との連携を、さらに密にしていきたいなというふうに思います。いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 先ほどの議員のご発言は、撤去したパネルを、ほかの場所に設置しているということですよ。

そういった話は、一切聞いておりませんし、全く認識はございません。

で、住民の方から、その県のほうに通報されたということでございますので、それを受けて、おそらく、県は調査されるとは思いますが、その結果については、一切、何も聞いてございませんので、お答えのしようがないということでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 2つ目の質問がありますので、もう質問が、ちょっと、中途半端になりますけども、ぜひ連携、県との連携を密にしていきたいながら、ちょっと、やっぱり、是正措置の改善状況っていうのが、それでは、ちょっと、もう名ばかりになってしまいますので、ちょっと、そのあたりについては、さらに連携を密にさせていただいて、お願いしたいなと思います。

2つ目の質問に行きます。

魅力ある学校へ大きくかじを切るべきということで、学校の在り方検討委員会の今後は、前任の町長は、昨年の3月議会の一般質問の答弁で「連携教育を各中学校区で行い…当面は、佐用町型連携教育プロジェクトを推進し、その効果を検証していく方針…、と答弁さ

れましたが、当面というのは、いつになるのか。

佐用高校との連携、2027年度から農業科学科がアグリクリエイト科に、家政科がライフクリエイト科に名称変更となり、名称変更にとどまらず高校の魅力化に向けての第一歩がスタートすると思っています。小中学校との連携は、何かお考えでしょうか。

教育長の所見をお聞かせください。

一貫校へのお考えは。

全国的にも、また、近隣においても小・中一貫校への移行が進められています。姫路市の一貫校とたつの市の一貫校について、参考にすべきところ、もしくは評価する点、あるいは改善すべきではと考えられる点など、教育長の所見をお聞かせください。お願いします。

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

〔教育長 大森一繁君 登壇〕

教育長（大森一繁君） それでは、魅力ある学校へ大きくかじを切るべきについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校の在り方検討委員会の今後についての件で、前町長が昨年3月議会で、「当面は、佐用町型連携教育プロジェクトを推進していく」と答弁したが、「当面はいつになるのか」というご質問ですが、廣利議員のご指摘のとおり、「当面」の具体的な期限は、明確には示されておりません

令和7年3月の答弁は、以下のとおりです。

当面はこの佐用町型連携教育推進プロジェクトを推進し、さらなる実践の充実と積み上げ、その効果の検証をしていく方針でございます。併せて、来年度には、学校の在り方検討委員会を設置し、この連携教育の成果も踏まえながら、今後の児童生徒数の減少に対応した、よりよい教育環境について協議をしていく予定でございます。

続いて、令和7年12月議会においても、以下のような答弁をしております。

第4期佐用町教育振興基本計画を策定いたしまして、今後も連携教育の充実と効果検証を進めていきたいと考えております。一方で、児童生徒数の減少を見据えて、今年度から、学校の在り方検討委員会を設置し、よりよい教育環境について協議を始めているところでございます。

今後は、連携教育のさらなる充実とその成果をふまえた上で、学校のあり方に関するアンケートや意見交換会等で出された地域の皆様からの貴重なご意見を参考にしながら、具体的な方針を今後も検討していく予定です。

昨年度は学校の在り方検討委員会を設置し、児童生徒数の減少を見据えながら、よりよい教育環境について協議を行い、教育委員会から学校設置責任者である佐用町へ提言が行われました。

本年度は、その提言をもとに小中学校・保育園規模適正化推進会議において、佐用町学校・園規模適正化推進計画を策定いたしまして、連携教育のさらなる充実と効果検証を進めていく予定でございます。

次に、2点目の「佐用高校との連携について」ですが、2027年度から佐用高校の学科が名称変更され、農業科学科がアグリクリエイト科に、家政科がライフクリエイト科に変わります。実際に、どのような特色があるのか、今後、小中学校との連携の可能性や広がりはあるのか等、佐用高校から発信される情報を収集していきたいと考えております。

町内の小中学校と佐用高校との連携や交流につきましては、これまでも積極的に進めて

きました。特に隣接している佐用小学校との連携は定期的実施されており、「合同防災訓練」や「米作り体験」、「サツマイモや大豆の栽培」などを通して、小学校の児童と高校の生徒が体験活動を通して交流しています。

また、現在、佐用高校で育てられ注目されている「さよたま」を学校給食の献立にも積極的に取り入れ、小中学生が佐用高校を身近に感じられるような取組も行っております。

このような連携はこれからも継続していきたいと考えております。

さらに今年度は、佐用高校で秋に実施される芸術鑑賞会にも、町内の小中学生が招待される予定となっております。

佐用高校の学科の名称変更は、佐用高校の魅力化に向けた重要な取組です。小中学校との連携については、高校の新しい学科の内容や特色を、より早期から生徒に周知し、進学への動機づけを高めるとともに、役場や地域産業との連携をさらに深めることで、佐用町全体で次代の人材育成に取り組む体制を構築していきたいと考えております。

小学校段階からのキャリア教育の充実も含め、高校の魅力化を支える小中学校の役割を果たしていくことにも取り組んでいく必要があります。

次に、3点目の「小中一貫校への考え方について」のご質問で、「姫路市とたつの市の一貫校について、参考とすべき点、評価する点、改善すべき点」は何かということにお答えします。

令和3年度から、佐用町型連携教育プロジェクトを進めてきましたが、それと同時に、近隣の各市町の関連した取組についても情報収集し、必要に応じて視察研修も行ってきました。

全国的にも、また、近隣においても小中一貫校への移行が進められていることは、私も認識いたしております。姫路市やたつの市の一貫校の取組については、9年間を通じた系統的で連続性のある学習課程の編成と、いわゆる中1ギャップの解消に向けた取組という点で、大変評価できるものと考えております。

また、成長の早熟化への対応や、生徒指導の一貫性という点でも、参考とすべき点が多くあると認識しております。

一方、佐用町の現状を踏まえますと、各校区の施設状況等が異なり、統一的な一貫校化は困難な状況にございます。そこで、佐用町では、佐用町型連携教育として、小中一貫校のメリットを活用しながら、地域の実情に合わせた柔軟な連携を推進してきたところでございます。

この連携教育の推進により、中1ギャップの解消や、9年間を通じた系統的な教育の実現を目指すとともに、地域コミュニティとの関係性を維持することができると考えております。

今後の方向性といったしましては、連携教育の効果検証を進める中で、児童生徒数の減少に対応した教育環境の在り方について、検討を進めてまいります。その検討結果を踏まえ、小中一貫校への移行も含めた選択肢の中から、佐用町にとって適切な方向性を判断していきたいと考えております。

ご質問いただいた3つのテーマは、全て佐用町の教育の未来に関わる重要な課題でございます。学校の在り方の検討、佐用高校との連携強化、そして、教育環境の最適化に向けて、教育委員会一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君）

はい、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 昨日も、一般質問ありましたので、ちょっと、重なるところは、ちょっと、今回、割愛して、重ならないところ、特に魅力化と、学校の魅力化というところで質問をさせていただきます。

それで、佐用町型連携教育、令和3年から取り組んで、今に至っているわけですが、正直、保護者の方は、もう、いろんな意見をお持ちですが、そろそろ結論を出さないといけないというふうに思いますし、佐用町型連携教育ということで考えた時に、佐用町ならではの教育と、全国にない、佐用町でしかできない教育。

それと、確かに、小規模校です。どの中学校も、どの小学校も小規模校なんですけれども、逆に、その小規模校が強みになると、魅力になるという形、先ほど言いました、佐用町ならではの教育というようなところについて、もう一度、今、教育長の頭の中にあるのは、そのあたりのことについては、どんなふうにお考えでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

教育長（大森一繁君） 大変、回答には、なかなか適切な回答ができないかもしれませんが、魅力ある、佐用町にしかないと言いますと、それは、かなり大きなテーマでありまして、何か個別に、これがという、メインになってというような言葉が思い当たらないんですけども、私は、佐用町ならではのというのは、やはり、自然が豊かである。地域コミュニティとのつながりが密接である。そういった中で、子供たちが安心安全で学校に通って、学校生活を送れる。少人数ではありますけども、しっかりと学んで、力をつけていく。

子供たちに何よりも大事なものは、自己肯定感、認められること、自分が学校の中で、集団の中で、頑張ったところを認められ、その言葉によって、また、さらに自分が成長していくという自己肯定感を育成していく、そういったことができる、そういった、それが佐用町のよさであり、全国的にも、どこでもあるかもしれませんが、小規模校であるがゆえに、そういったことは、より丁寧に指導していける、そういったところが、佐用町の魅力ではないかと、今、ここでは、私としての考えとしては、お答えいたします。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 佐用町ならではの教育ということで考えた時に、提案というか…になるかも分かりませんが、地域資源を生かしたということで、佐用町ならではのものは、やはり、例えば、西はりま天文台がありますし、棚田、里山を生かした農業だったり、自然学習。あるいは、上月城や平福の宿場町を題材にした歴史探究というのが、やっぱり、地域資源を生かした佐用町ならではの教育ということになるんだろうというふうに思いますし、それと、小規模校の強みの最大化ということで考えた時に、全国もそうでしょうけども、さらに全国より特筆すべき ICT を活用した個別最適化学習と、このあたりが強み、小規模校の強みを最大化し、魅力につなげていくという形になるのではないかなというふうに思うんですけども、改めて、ちょっと、教育長のご感想なりを聞かせていただければなと。

〔教育課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、大森教育長。

教育長（大森一繁君） はい、議員のおっしゃるとおりでありまして、まず、先ほど、足りなかった部分で大事なことは、防災教育、佐用町、水害を教訓として取り組んでいく、佐用町は、それが、まず、大事だということ、言い忘れておりました。

それで、先ほど言いました、いろいろな学習形態等もありますけれども、それぞれの学校において、それぞれが取り組んでいますけれども、今、学校現場で、それぞれ生徒たちが頑張っているところを総合して、町全体として、さらに、この分野については、より重点的にやっていこうというものを掲げていく、そういったことは教育委員会としての務めだと思いますので、今、この場で、このことについて、必ずやりますとは、答えはありませんけれども、時代に応じて、現場の要望等も聞きながら、教育委員会としてできることを支援、バックアップしながら進めていきたいというふうに考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） はい、長年、小中学校、中学校の統合の問題とか、いろいろ、今まで出てまいりましたがけれども、そろそろ、やっぱり、結論を出すべきだというふうに思います。

佐用町、小中一貫校については、これは、私の思いでもあります、提案も兼ねてですがけれども、小中一貫校とは、地域資源と小規模性を生かすことで、他地域にはない独自の魅力を持つ学校へと進化できると思う。これが、やっぱり、佐用町の小学校、中学校、学校の魅力というような形、魅力化ということにつながるのではないかなというふうに思いますので、また、その点も含めて、検討もしていただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加古原瑞樹君） 廣利一志議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 30 分とします。

午前 11 時 37 分 休憩

午後 01 時 30 分 再開

議長（加古原瑞樹君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

1 番、重田直人議員の発言を許可します。重田直人議員。

〔1 番 重田直人君 登壇〕

1 番（重田直人君） 1 番議席、重田直人です。通告書に従い、今回、さよう育児・子育て支援券の利用対象の見直しについて、並びに、「縮充」という言葉の使い方と、町のイメージ発信についての 2 項目を質問いたします。

1 項目に関しましては、この場にて、2 項目に関しましては、質問者席より質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 項目の質問、さよう育児・子育て支援券の利用対象の見直しについて、お伺いいたします。

現在、本町の育児・子育て支援券は、紙おむつ及びおしりふきの購入に利用対象が限定されています。

一方で、他市町村においては、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶関連用品等を対象に含めている事例も見られます。乳児期の子育てにおいては、家庭ごとに必要となる用品が異なり、紙おむつやおしりふきに加えて、粉ミルクや液体ミルク、哺乳瓶関連用品などにも継続的な費用がかかることもあることから、現行制度の対象品目が子育て世帯の実情やニーズに即したものとなっているか、検証が必要であるとも考えます。

そこで、当局に 3 点、お尋ねします。

まず、1 点目、支援券の対象品目を紙おむつ及びおしりふきに限定している理由は何か。

2 つ目、子育て世帯における乳児期の経済的負担や、支援券の利用対象に関するニーズについて、町はどのように把握しておられるか。

3 点目、他市町村の事例も踏まえ、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶関連用品等を対象品目に加えるなど、利用対象の見直しを行う考えはあるか。

以上、3 点、当局としての見解をお伺いします。

以上、再質問と次項に関しましては、所定の席より行いますので、よろしくお願いいたします。

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、重田議員からの、さよう育児・子育て支援券の利用対象の見直しに係るご質問にお答えをしていきたいと思えます。

まず、初めにですけれども、さよう育児・子育て支援券を支給しておりますけれども、この育児・子育て支援助成事業が始まった経緯について、ご説明をさせていただきたいと思えます。

以前、保育園では、保護者が持参した紙おむつやおしりふきを、保育士が園児の状況に応じて交換をしておりました。その状況の下で、保護者の方は、紙おむつの購入や、持参する際の記名をするなどのご負担があり、また、保育士にとっても園児ごとに持参される紙おむつの管理をするといった、こういった負担が生じておりました。

さらに、新型コロナウイルスの影響の中で、全国的に保育施設で紙おむつを用意することということが求められたという契機によりまして、紙おむつの定額サービスができないかという検討を始めることになったのでございます。

その検討の結果として、令和 5 年度から町内の保育施設での紙おむつを無償提供するという事業を開始いたしまして、併せて、家庭で育児をされている方への同様の支援ということで、紙おむつ・おしりふきが購入できる、さよう育児・子育て支援券を支給するという事業を開始することになったわけでございます。

このような経緯の中、1つ目の質問でございます「支援券の対象品目を紙おむつ及びおしりふきに限定している理由」ということでございますが、この今、申し上げました「保育施設での紙おむつの無償提供」と同等の助成を、保育施設に通っていない家庭で育児をされている世帯についても対象に実施をするためということでございます。

次に、2つ目のご質問の「子育て世帯における乳児期の経済的負担や、支援券の利用対象に関するニーズについて、町はどのように把握しているか」ということについてでございますが、子育て中の全世帯に、例えば、アンケートを送付するような調査は、現在のところ実施をしておりませんが、保健師による乳児訪問時や、窓口申請時の声からご意見をいただいている状況でございます。

最後に、3つ目のご質問の「他市町村の事例も踏まえ、粉ミルク、液体ミルク、哺乳瓶関連用品等、対象の見直しの考えはあるか」ということについてでございますけれども、本事業は、保育施設での無償提供事業に関連した位置づけでございますので、現状では、保育施設との公平性を考慮し、既存の品目で、継続を基本としたいというふうに考えております。

また、紙おむつというものは、育児において、ほぼ全ての方が使用されるものと思いますが、粉ミルク等については、「母乳で育てたい」という方も一定数ございますので、このあたりの平等性も配慮したいというふうに考えております。

なお、西播磨の近隣市町では、カタログギフトによって、おむつのほか、粉ミルクや離乳食などが選べるという市町もあるようでございますが、支給金額は、おおむね1万円程度までということになっておりまして、佐用町の金額換算しますと、年間4万円相当で、3年間の支給ということですから、これは圧倒的に、近隣他市町を上回っておるということで、手厚い制度であるというふうには考えておりますので、ご承知おきいただきたいというふうに思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔重田君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 重田直人議員。

1 番（重田直人君） 先ほど、町長より、公平性、保育園との公平性の観点から、利用の対象は検討していないというような発言があったかなと思うんですけれども、一応制度上、創設時にしましては、紙おむつだとか、おしりふきと同等のというところでの公平性を考慮して、創設させられた制度かなと思います。

また、年間4万円相当の補助に関しては、実際問題、多分、日本全国で見ても、かなり手厚い補助かなというふうに、私も思っております、かなりよい制度だなと思うんですけれども、ちょっと、今日、資料としては持って来させてもらってはいないんですけれども、実際、乳児期を育てている保護者の方、15名程度ですが、アンケート調査をさせてもらったところ、全員が、現状のこの制度に関しては見直しが必要であるというふうに回答をいただきました。

最初の公平性という部分の点になるんですけれども、創設時にしましては、形式的に紙おむつとおしりふきという点で、公平性はあるかと思うんですけれども、実際問題、保育園だとかで、紙おむつだとか、おしりふきだけに、お金これ使ってねというわけではなくて、多分、年間これだけのお金を渡すので、その中で紙おむつを買ってみたい感じになるのかなと思います。

例えば、保護者から寄せられている意見で言うと、おむつだとか、おしりふき、もらえ

ることもありますし、安い時に買いだめというようなことも可能となった時に、年間4万円という額が、かなり手厚い制度であるがゆえに、使い切れないこともあるというようなお話も聞いております。

そういった観点で言うと、保育園に預けてらっしゃる方は、紙おむつやおしりふきを持って行かなくてもよい。ほかのことに関しても、保育園として見てくれる。

ただ、保育園に預けてない方に関しては、使いきれない額の部分、公平性がなくなってくるのではないかなと思うのですが、この点に関して、当局としては、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） はい、お答えいたします。

公平性という観点で、今、ご質問いただきましたけれども、このお金に関しましては、3年間、ずっと使い続けると、1年で2万円掛ける2回の3年間分ということになります。

ただ、おもつつというのは、ずっと使い続けるものではないと思います。

途中で、もうおむつを使わなくなるということもございますし、それから、おしりふきにつきましても、もう使わなくなるということも出てくると思います。

一方、そして、保育園においては、このおしりふきとおむつに関しては、今、大体7年度におきまして、年間の使用料が186万円ほどになりますので、単純に2歳以下ぐらいの児童数で割ると、1人当たり2万7,000円ぐらいの金額になろうかと思います。その分について比較しますと、保育園っていうのは、保育料は無償ということを、今年度から始めておりますし、昨年度までも、補助の制度はございましたので、そのあたりを勘案して、同じぐらいになるのではないかなと思いますし、それと、先ほど、町長が申しましたように、おむつに関しては、みんなが使える、ほぼ使うものでありますけれども、そのほかの商品については、使わないこともありますので、そのあたり比較した時に、やはり、みんなが使うもので平等性を保って、支援していくほうがいいというふうに、私どもは考えておりますので、この制度は、これで平等性を保てるのではないかというふうに思っております。以上です。

〔重田君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 重田直人議員。

1番（重田直人君） ご答弁ありがとうございます。

重ねての質問にはなるのですが、それこそ年間186万円近く、紙おむつや、おしりふきに使用されていることということなんですけれども、例えば、経営者の観点でいうと、多く買えば、その分、少ない予算で物をそろえられるというところがあって、保育園だとかでも安い時に、いっぱい買くと1人当たりに使うお金って減りますよねっていう考え方、できると思うんです。

その観点で言うと、同じように、安い時に買いだめをされるようなご家庭だとかでいうと、4万円が余ってくる可能性もある。そう考えると、保育園だとかでいうと、余ってきたお金をほかのものに充当することはできますが、ご家庭の場合は、現在、用途が制限されてますので、実際問題、これから声は上がってますが、4万円は支給はされるけど、使えないお金が出ていきますっていうところが、実際起こっている。

なので、公平性ということは、もちろん形式上、紙おむつと、おしりふきに限定するという点では、公平性は保たれているとは思いますが、実際問題、お金の動き方ってところの最後まで踏み込んでいくと、公平性は保たれていないのではないかなというのが、私の見解でございますが、そちらに関しては、いかがお考えでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） 公平性というのは、なかなか難しいなとは思いますが、そのおむつが早く取れる人、そして、ずっと、おむつを使わなければならないご家庭っていうのは、本人の意図するところではなくて、その方の発達の状態とかによってくると思います。

だから、そこらへんを町としては、発達の度合いが違っていても、等しく見てあげなければいけないという観点から考えると、やはり、余ってくるようになる方もいらっしゃいますけれども、それはそれで、全体のことを考えて、公平性を保たなければいけないのではないかなというふうに、健康福祉課のほうは思っております。以上です。

〔重田君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 重田直人議員。

1 番（重田直人君） ありがとうございます。

今、間嶋課長のほうより、おっしゃられた内容で言うと、公平性という言葉を出しながら、多分、非常に意味合いが多岐にわたるといえるのか、ものの考え方によって、言葉なので、おそらく住民の方から言うと、公平性は保たれてないというような声が、実際、上がっているというのが現状なのかなというふうに思います。

私のほうで、今、取りまとめるようなアンケートも、また、お渡しできればとは思いますが、窓口だとか、保健師さんだとか、いろいろ情報をお持ちだとは思いますが、しっかりと住民の方々の意見を取りまとめていただいて、この際、育児子育て支援事業が、よりよい方向になるように、また、検討をし直していただければ、うれしいなというふうに思います。

本当に、よい制度、近隣、他市町村と比べても、かなり優れている制度であることは事実なので、よりよい方向になるようにっていうのが、私の思いでございますということで、1 点目、終了させていただいてもよろしいですか。

〔町長 挙手〕

1 番（重田直人君） あっ、すいません。

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） いろいろとアンケートとかかれて、声を聞かれているということで、また、拝見させていただきたいと思いますが、先ほど、最初の答弁の中で、そういう悉皆調査のようなことはしていないということで、お答えをさせていただきましたけれ

ども、その中で、保健師が訪問時等に、お声を聞いているという中で、こちらが聞いている声としてはこの支援券で助かっているという肯定的な意見が非常に多いということで、否定的な意見というのは、こちらのほうには、あまり入ってきていなかったということでございます。

多くは、ありがたい。助かる。手厚い制度ですねと、そういうことをというふうにお聞きをしています。

それと、ほかの意見としては、紙おむつを、そういった方は、少ないだろうとは思いますが、紙おむつを使用しないで、布おむつを使用されている方から、何に使用できますかねというようなお問い合わせがあつて、その方には、おしりふきに使えますよというような回答をしたという事例はあつたそうでございます。

それに加えて、先ほど、重田議員がおっしゃったのは、どちらかという家庭で保育をされている方のお声だと思うんですが、逆に、保育園の通園をされている保護者の方から、保育園で紙オムツは、町のほうがまとめて用意してますから、そこは無償だけれども、その保育園に通つても、家でもおむつは必要な時もありますと、それはそうですね。おっしゃるとおりだと思います。なので、そういう券が、通園している方はもらえないというのを、そういう意見もあつたという、それは、1件ということですが、あつたということでもあります。

ですから、先ほど課長のほうも、公平性と言いましたけれども、保育園に通園している方からも、逆の、そういう側面もあるということは、ちょっと、知っておいていただけたらなというふうに思います。

せっかく金券をいただいたのに、余ってしまっている。もったいないなという気持ちは分かります。それは、確かに。でもですね、これは、もう、元々のスタートが、そういった、先ほど、ご説明したような制度でスタートしているものです。ですので、今年度から、保育料も無償化し、これは乳児には関係ございませんけれども、小学校の給食費の無償化、中学校の給食費の無償化ということで始めております。

こういった子育て支援の制度の全体の中で、やっぱり考えていくべきことだと思います。もう経済的支援でやれることというのは、残り少なくなっていると思います。

これだけの支援を、佐用町はしている中で、こういったご意見で、どんな方法がとれるのかというのは、私たちも継続的には考えていきたいと思いますが、これ、かなり手厚い制度であるのは事実でありますので、いろいろ、お声を聞きながら検討はしていきたいとは思いますが、いい方法があれば、当然、検討はしていきます。はい、以上です。

〔重田君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 重田直人議員。

1 番（重田直人君） ありがとうございます。

本当に、江見町長さんおっしゃるように、よい制度で、手厚い制度があることは事実ではあるとは思いますが。

ただ、現状に満足していたら、多分、近隣他市町村に抜かれるというような可能性もあると思うので、また、住民の意見も聞きながら、よりよい方策等あれば検討していただければなというふうに思います。

ということで、次の項目に入らせていただきます。

次項に関しましては、「縮充」という言葉の使い方と、町のイメージ発信についてでござ

います。

人口減少社会を前提としながらも、暮らしの質や幸福度を高めていくという「縮充」という考え方に関しては、私自身、賛成でございます。今後の本町にとって重要な視点であるというふうにも考えております。

ただ、一方で、佐用町が掲げる「縮充のまちづくり」という表現については、住民に十分浸透しているとは言い難く、「縮」という文字の印象が強いことから、町が縮小していくことを前面に出しているように受け止められたり、言葉の響きに違和感を持たれたりする面もあるのではないかなというふうに思います。

本来、「縮充」は、住民の暮らしを将来にわたって充実させるための考え方や手法であって、それ自体が目的ではないはずでございます。表現の仕方によっては、町民や町外に対して「元気のない町」「縮んでいく町」といった印象を与えかねない、そのような売り出し方になっているのかなというふうに、懸念しております。

そこで、お尋ねします。

まず1点目、町は現在、「縮充のまちづくり」という考え方や表現が、住民にどのように受け止められていると認識しているのか。

また、2点目、「縮充」の理念・考え方として用いることと、町内外に向けた発信の表現として用いることを、町としてどのように整理されているのか。

3点目、町民や町外への伝わり方、町のイメージ形成への影響を踏まえまして、今後、「縮充のまちづくり」という表現や打ち出し方というものを見直すような考えはあるか。

以上、3点について、当局としての見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、重田議員からの2つ目のご質問であります「縮充」という言葉の用い方と、町のイメージ発信ということについて、お答えをさせていただきます。

人口減少社会と、こう言われ始めてから、もう既に、長い年月が経過をしており、特に、佐用町のような過疎・中山間地においては、その傾向が非常に顕著でございます。

先日、公表されました令和7年の国勢調査の人口速報値において、全国の人口は前回調査の令和2年から309万7,000人減の約1億2,305万人、前回調査と比較し人口が増加しているのは東京都と沖縄県のみで、他の道府県においては軒並み人口が減少しているという状況でございます。

佐用町では、昭和22年の3万8,947人をピークに、以降、一貫して減少をし続けておりまして、昭和45年以降は微減傾向で推移をして、平成7年までの25年間で約3,000人が減少したということですが、それ以降は減少傾向が強まっているということでございます。

令和7年の速報値では、1万4,141人となっております、合併時、平成17年からの20年間で約6,800人が、減少したということになります。

このように日本全体で人口減少が進行していくという社会におきましては、人口減少の緩和に向けた取組、これは、当然進めつつも、人口減少によって生じる様々な変化に対応しながら、誰もが安心して幸せに暮らし続けられることができるまちをつくっていくということが急務となっているというふうに考えております。

そのような中、本町では、令和5年度から「縮充」というキーワードを用いて、新たな

まちづくりを進めております。

この「縮充のまちづくり」とは、人口減少を正しく理解し、前提としながらも、時代を超えても変わらない伝統や本質・考え方を大事にして、充実させていくこと。また、あわせて、人口減少に対応して工夫と選択を重ね、負担を減らしていくとともに、新たに多様な価値観を柔軟に受け入れて、変化し続けることが重要であり、私が「小さくてもキラリと光り輝く」と表現させていただいた、まちづくりの形でもございます。

つまり、縮充とは、決して、諦めとか、過去の否定とか、そういったことではなくて、新たな時代のまちづくりのためのキーワードで、とても前向きな取組であるということを、まず、この場でお伝えをさせていただきたいと思います。

以上、踏まえまして上で、まず、1点目のこの「縮充のまちづくり」という考え方、表現が、どのように受け止められているかと、認識されているのかということについてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、縮充の「縮」という、「縮む」という文字の印象が非常に強いせいで、言葉だけが先行してしまって、住民の皆さんに十分に理解はされているとは言い難い状況にあるというのは事実であろうと思います。

住民の皆様とお会いする機会に、「いろいろなものを縮小したり、なくしていくということなのか」と、「もう未来を諦めるということなのか」と、こういったお声を頂戴することもございます。

その際にも、決して諦めているわけではなく、むしろ未来を見据えた前向きなまちづくりの方向性だということを、お伝えをさせていただいております。

過度に負担になっているという、そういうことを、改めて見つめ直して、必要な見直しを行うことで、将来の子供たちや孫たちの世代になっても、ここ佐用町で幸せに暮らしていくことができる、そういうまちにしていきたいと、強く願っているところでございます。

また、この縮充という考え方が理解していただきにくい理由としましては、「じゃあ、具体的にどういったことをするのか」とか、「何をすればいいのか」ということが、分かりにくいということを、おっしゃる方もいらっしゃいます。

これまでも、具体的な事例で、消防団の事例などでご説明をさせていただいておりますけれども、団員数が減ってきた消防団においては、全分団員を対象としたアンケート調査や丁寧な話し合いの中で出てきました、団員の皆さんが思う、こう負担になっている部分ですね、例えば、操法大会や出初式といったこと、これを、見直しを行う一方、実際のポンプ操作等に不安があるというような意見も、これアンケート調査等では出てまいりました。

そういったことから、逆に、実践方式の操作訓練を充実させる。そして、真にやりがいがある消防団活動を目指していこうと、こういう取組が進められています。

また、これは、あくまで一例でございますが、各集落等におかれましても、例えば、高い所にある様々なお宮を、近くに持って降りる形で信仰を継続されたり、集落の2つの行事を同日に開催することで、役員はもちろん、参加される住民の皆さんの負担も軽減されたりと、このような工夫をされているところも多いと思います。

このように、本来の目的は何なのかということを、改めて見つめ直して、ちょっとした工夫や選択で解決できるという方法を探るということも縮充の取組の具体例ということになろうかと思います。

また、小中学校で進められておりますコミュニティ・スクールの取組では、地域の皆さんが学校に出向かれて、家庭科のミシン授業や算数の九九学習などにおいて、子供たちの学習支援サポートを行っていただいております。

例えば、ミシンを使用する授業では、複数の児童が同時に作業につまずいた場合、先生一人では対応することが、なかなか難しいという場面も、こういったお手伝いの方々が

補助に入っていただけで、一人一人に寄り添った支援が可能となって、充実した学習環境につながっているということもございます。

このような取組は、人口が少ないことを課題として捉えるのではなくて、小さいからこそ、地域全体で子供を育てることができる。小さい町だからこそその大きな強みというふうにも言えると思います。

このように、具体的な取組事例を、これからもお示しすることで、より身近なシーンで、自分ごととして、理解していただきやすくなるものと思っておりますので、現在、担当課において、こういった様々な事例の収集に努めて、また、お知らせできればというふうに考えております。

今後も、「縮充」という言葉だけが独り歩きすることがないように、その考え方や目指す姿、具体的な取組について、今後も丁寧な説明と情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「縮充」を理念・考え方として用いることと、町内外に向けた発信の表現として用いることを、町として、どのように整理しているのかと、3点目の今後の表現や打ち出し方を見直す考えはあるのかということにつきましては、関連がございますので、一括して、お答えをさせていただきます。

ご質問の意図としましては、「縮充」という言葉にネガティブなイメージが付きまとう中、目指す町の姿として、このまま「縮充のまちづくり」を掲げ続けて大丈夫なのかというご心配されているのではないかと拝察をいたします。

議員が、ご質問の中で、縮充の考え方自体は、今後の本町にとって重要な視点ではあると考えるが、縮充は住民の暮らしを将来にわたって充実させるための考え方や手法であって、それ自体が目的ではないはずというふうに、おっしゃっていただきましたけれども、まさに、ここがポイントでございまして、かつ誤解を生んでいる部分であると感じております。

「縮充」は目指すものではなくて、目指すのは、いつまでも安心して暮らし続けられるまちでございます。そのために、必要な考え方として「縮充」があるというふうに、認識をいただければ、いいのではないかとというふうに思っております。

これからも、ここ佐用町で、みんなが幸せに暮らしていくために、可能な限り人口減少を緩和するという取組を行いつつも、それでも如何ともし難い人口減少など、まちの現実を受け入れていく。それに対して、適切に対応していくことで、未来の世代に過度な負担を残さない。そして、大切なものを守りつつも、新しい豊かさを見出していく。そんな取組が、行政施策はもちろん、皆さんの普段の暮らしや地域などにおいても必要だと考えており、合併以降、取り組んできたまちづくりの理念でもございます。

昨年度、町内4中学校の3年生を対象に出前授業を行った際、「人口減少対策として、もっと移住者に来てもらうためには、今、住んでいる人たちが楽しく幸せに暮らしていないとダメだと思った」という中学生の感想を書してくれた生徒が複数名いたというふうに伺っております。

佐用町では、今年度から、給食費、そして、保育料の完全無償化など、子育て施策の充実に加え、防犯カメラの増設による安全・安心の確保、町内にある働く場の調査、よりよい教育環境にむけての協議なども加速をさせております。

加えて、若い世代や女性など、多様な属性や世代の方々が、まちづくりに参加しやすい環境づくりや佐用高校との連携事業などによる郷土愛を育む取組、また、自分たちの地域は自分たちで守っていくという地域づくりの支援などにも、継続して力を入れているところでございます。

このような取組により、住民の皆さんが幸せに暮らし続けられるということが、まず、

第一で、佐用町で、いきいきと暮らす人たちがいることで、町外からも魅力のある町、選ばれる町ということにつながるのではないかと考えております。

この人口減少を前提としたまちづくりの考え方というのは、佐用町だけが謳っているものではないと思います。

国においても、まず、日本全体の人口減少が加速していく中、そういう現実を踏まえた上で、「強く」、「豊か」で「新しい・楽しい」地方・日本の実現に向けた「地方創生 2.0」という方向性も示されております。

また、全国の自治体の中においても、もっと、たくさんあるかもしれませんが、近隣では、姫路市長が「縮充の方針」を提起をされたり、神河町では、職員プロジェクトチームで「縮充のまちづくり」についての勉強会を開催されているほか、お隣の岡山県の実咲町では「賢く収縮するまちづくり(スマートシュリンク)」と呼ばれているそうですけれども、これを戦略的に推進されています。

また、朝日新聞では、高齢化が、さらに進む 2040 年には、現役世代人口が今の 8 割になるという「8 がけ(はちがけ)社会」という特集を行うなど、人口減少社会への適応を表現する様々な言葉が用いられて、人口減少という現実を前提に、まちのあり方を考えていくということは、全国的な大きなうねりとなっているというふうに考えております。

佐用町では、令和 9 年度から始まります第 3 次総合計画を、現在、策定中でございます。今回の総合計画では、「縮充」という考え方をベースに置きつつ、「みんな」がまちづくりに参加するということを、大きなテーマとしております。

誰もがやりたいことを実現できること、そして、それを応援する人がいること。また、まちのことを自分のこととして考え、行動すること、それに取り組む仲間がいること。そして、仲間とともに充実した人生を歩むことができること。そして、子供も大人も佐用町が好きと言えること。こうした状態を「縮充したまちの姿」と呼びたいというふうに考えております。

今後も、いろいろな方に参加いただける話し合いの場を設けていく予定ですので、ぜひ、ご参加をお願いしたいと思います。

人口減少が進む中においても、現実を正しく認識し、前向きに考え、変化をいとわず、「参加」というキーワード、参加の輪を広げながら、住民の皆さんとともに「小さくてもキラリと光り輝くまち」の実現に向けて、これからも取り組んでいきたいと考えております。

少し、長くなりましたが、以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔重田君 挙手〕

議長(加古原瑞樹君) はい、重田直人議員。

1 番(重田直人君) ご答弁ありがとうございます。

町長おっしゃられたように、縮充というものは、あくまで目的ではなく、小さくてもキラリと光る町ですかね、ここ実現を目指すための手段が縮充ということで、おそらく議員である我々も、ここをしっかりと住民に説明していかなければいけないと思いますので、こちらに関しては、話を、しっかりと、住民の方々とも向き合っていきたいなというふうには思います。

その上ではなるんですけれども、今、あくまでも目的としては、小さくてもキラリと光る町を目指すということだというふうにおっしゃられましたが、それにしては、縮充という言葉のほうが、前に出過ぎているのではないかなというふうに思っております。

もちろん、これに関しては、何回言ったからだとかっていう、そういうものを言えるわけではないんですけれども、どちらかと言うと、こういうまちを目指しますよっていうところが前に出るべきだとは思ってます。

もちろん総合計画だとかでは、そこが目指す姿としては掲げられるとは思いますが、なので、ホームページだとか、SNS だとかを活用した発信において、その縮充っていうところではなくて、縮っていうものは、もう当たり前のことなので、正直なくてもいいのではないかなと思うので、発信の仕方として、縮充ではなくて、小さくてもキラリと光るまちのような、分かりやすいキャッチフレーズを前面に出していくっていうことに関して、当局としては、いかがお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） 私、昨年、11 月に就任させていただきました。

その前に、選挙のこともあったわけですが、この中でも、やはり縮充という考え方というのが、非常に誤解を生んでいるというのは、ご指摘のとおりだと思います。

なので、その時も、それから、それから、縮充というのは、重田議員がおっしゃったように、考え方のベースにある部分であって、それが目的ではないので、今、重田議員がおっしゃっていただいた小さくてもキラリと光るまち、そして、私がいつも言っているのが、いつまでも安心して暮らせるまちをつくっていくこと。これは、常に私、言い続けております。

ですから、何か次の総合計画でも、考え方のベースに縮充があるということですので、それが何か、目指すまちの姿であるというようなことを打ち出していくというようなつもりは、私自身はございません。以上です。

〔重田君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 重田直人議員。

1 番（重田直人君） ありがとうございます。

次の質問にはなるんですが、先ほど、他市町村の縮充事例に関するお話がありました。

おそらく、佐用町とほかの市町村での縮充の取組への違いでいうと、佐用町に関しましては、ソフト面からの充実っていうものを、非常に充実させているというところがある反面、他市町村に関しては、逆にハード面で数値で見せていくってような見せ方をしているのかなというふうにも思います。

ハード面で縮充の取組をしていくことは、数値に出てくるので、住民理解も得られやすい反面、現在、佐用町に関しては、おっしゃられるように、住民の理解が難しいものではあると思う。

1 つの案にはなるんですが、例えば、今で言うと消防団だとか、自治会単位だとか、大きい部分の意見だとかを集約して、広報していくということは、実践されてるかなと思うんですが、それに対して、例えば、もうちょっと、家庭単位で入り込んで、実際、暮らしがこういうふう to 充実しましたよと、もちろん窓口業務とかでもよいとは思いますが、そういったところでの意見を集約して、外に出すっていうことをしていくってことも、1 つ実績化しにくい縮充の取組の中では、ありなのではないかなと思うので

すけれども、そちらに関しては、当局、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） 後段のご質問の実例のことに関しては、後ほど、大下課長からお答えさせていただきたいと思いますが、前段の他市町の、そういう縮充というか、名称はね、縮充ということではないかもしれませんが。賢く縮むまちづくりとか、いろんな言い方はあると思うんですけれども、ハード面が目立つ市町も中にはあるということを、おっしゃっていただきました。これは、私も把握はしております。

どういうんでしょう、賛同を得られやすいというふうに重田議員おっしゃいましたけれども、数値としては、非常に見えやすいという意味合いかと思うんですが、私は逆に、この今、ハード面ばかりを、そういうふうな、例えば、何かを廃止して、ここへ集約しますというようなことってというのは、逆に、私は佐用町においては、そういったものは数値としては見えるかもしれませんが、非常に賛同は得られにくいのではないかというふうに考えています。

と言うのも、例えば、佐用町には学校の跡地等も含め、体育館が非常にたくさんございます。これは、利用状況を見ましても、過剰にあるといっても過言ではないぐらい体育館というのはあります。ただ、今、現状を見ますと、そこが、じゃあ、非常に危険な状態になっているとか、危ない状態になっている。汚い状態になっている。そういうようなことは見られません。

これが、耐用年数を過ぎて、非常に、もう危険になってきたということになれば、同じ状態を、今のと同じだけの数を、もう一度建て直せるかといえ、それは、決して、もうできないと思います。

ただ今、じゃあ、今、すぐに何か対応しないといけないと言われると、これは、なかなか、私は、理解が得られないと思います。

使えるうち、そして、健全な財政状況を保っているうちは、しっかり守って利用していただくという努力をしていくということで、こういうハード面での縮むということ、これを前面に打ち出すということを、私は、今の時点では考えていないということを、まず、最初に申し上げさせていただきたいと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、それでは、個別の具体的な事例ということなんですけれども、先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、このコミスクの取組なんかについても、そういった縮充の考えといいますか、小さくても、小さな町だからこそこできるような強みというようなことでの1つの事例ではないかなというふうに考えております。

それ以外にも、あらゆる事例を、先ほども集めて、発信をしていきたいというふうに考えておりまして、今年度、そういったものの事例収集をしていく予定にしております。

自治会でありますとか、地域づくり協議会、また、個人や数人での集まりなどでも、いろんなこの充実につながる工夫があるというふうに思いますので、いろいろな方と話し合いの場を持つことで、様々な縮充の事例を集めて、皆さんに共有をしていきたいというふ

うに考えております。そういう中で、この6月の20日、土曜日なんですけれども、10時から女性の方限定で集まっていたいて、女性の立場からのお話を聞く会を、開催する予定にしております。そういったことを、今までも、なかなかできてないんですけども、女性の方というふうなことを、佐用町の中で住まわれる中、思われてるのかなというふうなことをお聞きをして、そういう中の情報も、皆さんにお伝えをしていきたいなというふうな考えておるところでございます。以上です。

〔重田君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、重田直人議員。

1 番（重田直人君） はい、ありがとうございます。

まず、江見町長の答弁に関しまして、ハード面での縮むということは考えてないということなんですけど、財政健全なうちは考えてないということではありますが、とは一方、とはいえ一方、町として、いろいろと予算をつぎ込んでいる施設もあることはあるかなとは思っています。そういった施設に関しての是非に関しては、もちろん、私が、実際、声を聞けてるわけではないんですけども、残すことに関して賛否両論、そういった話が出ていないので、あれなんですけども、アンケートだとか取ると、賛否両論出てくるような事案かなとは思っています。

財政的には、佐用町としては健全ではありますが、個別の施設で見えていくと、健全ではない場所もあるという中で、そういった部分の縮小というものに関しては、いかがお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 江見町長。

町長（江見秀樹君） ちょっと、どういう公共施設といいますか、ことを想定されて言われてるのが、私、まだ、理解できてないので、お答えしにくい部分もあるんですけども、全般としては、公共施設の適正管理の観点のお話だろうというふうに思います。

私は、そのハード面で縮充というようなことを目指してないと言いましたけれども、これは無理に、そういうことを進めていくつもりはないということです。

ですから、これはやっぱり、全体のバランス見て、ここは、やっぱり見直さないといけないというようなことがあれば、当然、理解を得ながら進めていかなければならない部分というの、当然、出てくると思います。

これ佐用町だけじゃなくて、どこもそうなんですけれども、公共施設の総合管理の話をすると、総論では皆さん反対される方は、ほぼいらっしゃいません。これから将来的なことを考えれば、総保有面積を減らしていかないといけないよねという、反対される方というのは、おおむねいらっしゃらないということになると思います。

ただ、それを個別具体の施設に落としていくと、やはり少なくとも、そこは利用者がいらっしゃるということも絡んできますので、なかなかこう、個別の話になると、反対されるということもあるということです。

ですので、ここを今の状態で、何か佐用町で無理に進めないといけないような状態にはありませんけれども、当然、全体を考えていく中で、必要性が、もうかなり薄くなって、危険になっているものがあるのであれば、それは、やっぱり、見直しは、個別の話として

はしていかなければいけないということも、それは十分考えられると思います。以上です。

〔重田君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 重田直人議員。

1 番（重田直人君） はい、ありがとうございます。

1 点、ちょっと、これに付随した質問にはなるんですけども、現状、財政健全であるので、危険な部分ないというところで、無理して進め、ハード面の縮小を進めていくということはないということなんですけれども、実際、町が予算負担してる公共施設もあるかなと思うんです。お金を追加投じて運営しているような施設も。そういうところを、中長期的に見ていった際に、例えば、私、20 代ですけども、赤字施設にお金をつぎ込むことで、将来的に財政部分で負担がのしかからないのかだとかは、若い世代は懸念している事項かなと思います。

そういった点に関しては、もちろん、現状、健全であればよいという部分もそうなんですけれども、それこそ、今の佐用町の目的、目指すべき姿が、子供たちだとか、孫の世代だとかにも残したいまちづくりの方向を掲げてらっしゃいますので、そういったところも財政的な部分、中長期的に問題ないか。赤字が負担にならないかっていうところも、ちょっと、考えていただいているのかっていう部分、ちょっと、見解をお伺いしてもよろしいでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） はい、当然、そういうふうな中長期的な視点を持って考えていかなければならないというのは、当然のことでございます。

現時点において、何か、そういう視点から、改善、当然、経営状況とかいうことは改善をするのは当たり前ですけども、そういう中で、中長期的に見て、何かもう廃止を考えなければならぬというような状態には、今のところはございませんし、これからも、そういう視点も持ってやっていかなければならないというのは、おっしゃるとおりなんですけれども、ご承知のとおり、佐用町は財政力指数がもう 0 コンマ 3 を切ってきています。ということは、国の地方財政対策によって、かなりの部分を左右されるという現実があります。ここを見通すというのは、非常に難しい部分があります。

小泉内閣の時に、急遽、三位一体改革ということで、ああいう見直しが行われたわけですけども、これを、その前の 5 年間で想定していた人なんていうのは、多分いなかったと思いますし、これは分からなかったと思うんですね。

だから。今の地方財政、国が非常に重視していただいている国地方財政対策が続く以上は、今と同じベースで続けば、中期的にもやっていけるだろうという見通しは立てられますけれども、やはり、ここは国に依存している部分というのも多いので、そういう懸念というのは、完全には払拭はできないというのが事実だろうというふうに思います。

〔重田君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 重田直人議員。

1 番（重田直人君） はい、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、本当に国としても、正直、お金ない国になってきてる中で、これから地方に対して、どれだけ保障、保護されるかというのも、見通しは立てれない問題ではあると思うので、ぜひ中長期的な見通しを立てた上で、これ必要か、これ必要ではないかというところを検討いただければというふうに思います。

以上で、私の質問を終了させていただければというふうに思います。ありがとうございました。

議長（加古原瑞樹君） 重田直人議員の発言は終わりました。

続いて、13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席の日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、1 つ、1 項目、高齢者支援対策について、町当局の見解を伺いたいと思います。

その具体的な 1 つ目として、高齢難聴者補聴器購入補助制度創設についてを伺います。

同制度は、聴覚障がいに係わる身体障害者手帳を受けていない人で、医師による補聴器の必要性が認められている人を対象に実施する自治体が、今も広がり続けております。関係者からは、佐用町は、いつから実施するのかという期待の声が寄せられております。介護保険計画の改定に合わせて、高齢者ニーズ調査と認知症発症遅延対策として取り組む考えを伺います。

②つ目に、口腔機能低下予防について伺います。

南光歯科保健センターが閉鎖して 4 年が経過しました。また、町内の歯科医院も閉鎖や休業で減っている実態があると思います。この間、誤嚥性肺炎による死亡が増えているとの専門家からの指摘がありますが、実態はどうか伺います。

「8020 運動」を牽引してきた歯科保健センターの再建をする必要があると、私は思いますが、町の考えを伺います。

③項目目に、外出支援サービスの充実について、伺います。

タクシー利用者から、運賃助成券 1 冊 12 枚つづりで年間 5 冊までの購入助成では、通院に不足であり増刷を求める声を伺っております。

また、コミバス運行は、通院・通学、住民の生活に不可欠の手段であり、運賃の軽減と、休日運行など一人暮らしやフレイル予防のために検討を求める声があります。

町は公共交通対策会議を毎年開き協議を行われておりますが、利用者の切実な声が反映されることが重要で求められていると思います。関係者の声が反映されるための在り方について、町の見解を伺います。

よろしく、ご回答をお願いします。

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

〔町長 江見秀樹君 登壇〕

町長（江見秀樹君） それでは、平岡議員からの高齢者支援対策についてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、初めに、①点目のご質問、高齢難聴者補聴器購入補助制度創設について、お答え

をさせていただきます。

これまで、佐用町では、聴覚障がいをお持ちの方への支援につきましては、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度を活用いただくことを基本として実施をしてまいりました。この基本的な考え方に変わりはございませんが、一方で、これまでの私の答弁で、「県内市町の動向にも十分注視する」ということを申し上げてきたところでございます。

こうした中、県内においては、本年4月時点で、41市町のうち、21の自治体で独自に補聴器購入費用の助成制度が導入されているということでございます。中でも町に限れば、12町のうち9町が実施をしている状況となりました。

このような状況となりますと、同じ県内の町に暮らしている住民の皆さんの公平性という観点から、課題があるというふうに考えております。

今後、県内市町の制度を参考にしながら、来年度の予算編成の中で適切な補助制度の設計について、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、②点目の口腔機能低下予防についてでございますけれども、誤嚥性肺炎とは、口腔機能低下症が加齢や疾患によって、「嚥む・飲み込む・話す」といった口腔機能が衰えて起こる疾患でございます。町歯科保健センターが閉鎖された後、その死亡が増加している指摘があるということでございますが、兵庫県保健統計年報の平成29年からの以降のデータによりますと、西播磨圏域及び、兵庫県において年々増えておりまして、平成29年の約2倍となっているようでございます。しかしながら、佐用町においては、年間15人までの推移を保ち、増加傾向ではないということでございます。

歯科保健センターが担ってきた診療と予防、啓発等の役割は、佐用郡歯科医師会、健康福祉課、地域包括支援センター、介護サービス事業所等がしっかりと連携を図って対応をしてまいりました。閉鎖後に始まった「在宅訪問診療助成事業」では、受診ができない要介護者を、歯科衛生士が事前訪問して、情報提供を行うことで、訪問歯科医療に結びつけるなど、実績を残し、しっかりと取り組んでいるところでございます。引き続き、現在の体制において、地域の歯科医療と連携することで、8020を目指した歯科保健の推進と、歯科医療の充実を計ってまいりますので、歯科保健センターの再建ということについては、考えておりません。

次に③点目の外出支援サービスの充実について、お答えをさせていただきます。

タクシー運賃助成券は、年間5冊で60回分購入ができますが、一部の利用者にとっては、ご指摘のように十分ではないということもあるかもしれません。しかし、購入限度冊数については、さよさよサービスとのバランスや制度の持続可能性を鑑みて、設定をしているものでございます。令和7年度におきまして、年間限度冊数いっぱいまで購入されている方は、全体の約13%で、その、ほとんどの方が、いわゆる町の中心部に比較的近いところにお住まいの方ですので、上限冊数を、どんどんと上げていくと、いわゆる町中に近い、そういった方たちばかりがメリットを受けるといことになってまいります。

基本的な考え方としては、従来から申し上げておりますように、さよさよサービスとの組み合わせで、外出支援サービスをご利用いただきたいというのが基本的な考え方でございます。

一方で、タクシー運賃は姫路以西のエリアで令和5年5月と本年3月に2回の値上げがなされておりまして、町中心部、いわゆる町中まで利用される遠距離にお住まいの方は、それ以前と比較すると約1.3倍のタクシー運賃になっているということでございます。

助成額を差し引いた実質負担においては約1.4倍から1.5倍という形で増加をしており、このタクシーのサービスの遠距離の利用者が特に負担が強くなっているということであり、

これを受けまして、町としましては、まず、利用料が高額になる方の負担を下げる改正を実施し、その後、制度の持続性も鑑みながら券の購入限度枚数については、検討したいと、基本的な考え方としては、そういうふうに考えております。

次に、コミュニティバスの運賃軽減と休日運行についてですが、コミバスは、現在、佐用・船越線と三日月・播磨科学公園都市線の2路線で運行をしております、沿線住民及び学生の皆様に、通院・通学、その他、日常生活の交通手段として、利用をいただいております。

利用の状況でございますが、年間に9,457名、1便当たり平均3.26人、通学時間帯以外の便では1便当たり平均1.64人というふうになっております。

このコミュニティバスの運行には、多額の費用を要しております、休日運行の実施につきましては、通学利用や公共機関等の窓口利用といったことがなく、一定の需要が見込みづらいという課題もあり、また、将来にわたり持続可能な運営をしていくためにも、現時点では、非常に難しいというふうに考えております。

なお、運賃でございますけれども、播磨科学公園都市定住自立圏事業の連携による補助がございまして、過去300円でしたが、100円の補助が入っておりますので、現在、1回200円と、非常に安価に設定をしておりますので、これ以上の値下げを行うことは考えておりません。

最後に、利用者の声を施策に反映させていく、公共交通会議の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

町が毎年開催をしております地域公共交通会議は、地域住民や交通事業者、行政機関などが集まりまして、生活に欠かせない公共交通などについて、協議、そして、合意形成を図る会議となっております、主には、町が実施する外出支援サービス等の実績報告、制度改正などについて協議を行って、原則、公開でさせていただいているものでございます。

地域住民の代表ということといたしましては、自治会連合会をはじめ、民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協会、高年クラブ、佐用高等学校、商工会青年部といった団体の皆さんなどから、地域の幅広い層を代表する方々に委員として、ご参加をいただいております。

これまでも、様々な方からのお声を反映すべく、開催をしておりますが、会議運営の工夫も引き続き行って、委員の皆さんが、それぞれのお立場、利用者の立場、そういった声を率直なご意見として発言していただくことで、多様な方々の思いを制度に反映をしてみたいというふうに考えております。

今後も、限られた財源の中で、一定の公平性を保ちながら、佐用町の外出支援サービスの3本柱でございます「さよさよサービス」「コミュニティバス」「タクシー運賃助成事業」、これを、やはりバランスよく実施して、持続可能な公共交通の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 答弁していただいて、最初の高齢難聴者補聴器購入補助制度について、近隣の自治体で、特に町段階の町で実施されているので、周辺町の公平性の課題から、参考にして来年から考えたいという。非常に前向きな回答がありましたので、想定していなかったもので、ちょっと、私がドキッとしまして、すみません、これまで何度も言ってきた

たんですけど、はい、ですが、なので、それを前提にして、質問つくってたんですけど、やっていただけるということでしたら、もう、ぜひ実現していただきたい。非常に予算的にも、そんなに必要なものではないので。

ただ、介護保険事業の改定にあわせて、高齢者の生活圏ニーズ調査に取り組んでいる自治体もあるので、そういうことも取り組んで、ぜひ高齢者の日常生活維持のために必要な、そういう自立を評価する ADL、生活動作、そういうものも、ぜひやってほしいなど、検討を前向きに進めるために、そういうことにも取り組んでほしいということを、提案したかったんですけども、当局がやりますということですから、ぜひ、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） ちょっと、先ほど、第 10 期の介護保険事業計画の関係で、高年介護課長のほうから、後ほど、答えさせます。

これきっかけは、この補聴器の購入補助ですけども、町村会の理事会がございまして、その中で、ちょっと、どこが言われたか、うろ覚えなので、ちょっと名前は出しませんが、ある町長さんから、これ元々、県が 2 年ほど始めた制度なんです。県に再度の補助制度を復活するように、その全額じゃなくても、町が負担しているうちの幾らかでも復活するように、要望を町村会から上げたいということで、それは要望しようという話の中で、県内の町の状況が一覧となって出てきたということです。

先ほど申し上げたとおり、12 町のうち 9 町が実施されているということで、残り 3 町のうちに、うちも入っているということで、3 町の町長とも、少し話をしまして、前向きに考えようということで、ちょっと、他市町は、残りの 2 町がどうされるか、最終的な判断は、私聞いてませんが、そういう事情があるということでございます。

先ほど答弁したとおり、前向きに検討しますが、これ何が起こるか分かりませんので、確約はしません。ただ、予算の中で、前向きに検討するということは、この場で言わせていただきます。

あと、ちょっと、高年介護課長から、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 先ほど、平岡議員さんからおっしゃった第 10 期介護保険事業計画に向けた高齢者のニーズ調査も高年介護課で行いました。

それで、650、要介護認定を受けておられない高齢者の中から無作為に抽出した 650 人にニーズ調査を行いました。回答は 426 ありました。

その中で、外出を控えていますかという質問に対して、「はい」と答えられた方が 110 人おられました。110 人の方の外出されない、控えておられる理由なんです、一番多かったのが足腰の痛み。その次が、交通手段。その次が、外に出ても楽しみがない。その次が、おトイレの心配。その次が、聞こえの問題となっておりました。聞こえの問題と答えられた方が 10 人おられました。

ニーズ調査の結果については以上です。

議長（加古原瑞樹君） はい、平岡きぬゑ議員・

13 番（平岡きぬゑ君） では、高齢者の難聴者の補聴器購入補助制度については、前向きな検討をよろしくお願いします。

ということで、口腔機能低下予防について、先ほど質問した中で、町長は、これについては、誤嚥性肺炎について、死亡が増えているという専門家の指摘があるということで、私は通告したんですけれど、この指摘している方というのは、静岡県におられる方で、歯医者さんなんですけれども、今、これまで、南光歯科保健センターで診療されていた先生とも懇意な方ということで、非常に有名な方だそうですが、実際に、口腔機能、誤嚥性肺炎にすることは、肺炎になるということは、高齢者にとって、もう命がかかっているということで、高齢化が進んで、いろんな病気も障がいも持ちながら生活する人が増えてきている中で、高齢者にとっては、肺炎になることは、もう命取りになるんだということで、その解決のために、現実には口腔ケアを定期的にきれいにして、専門家も清掃したり、そういうことをすることによって、そのチームと言ったらあれですけれども、そういう方と、それからそうではない、そういうことをしない方の比較をして、実験的というか、そういう高齢施設の中でやられた結果、やはり、口腔ケアをやった分は、死亡率が下がったという、そういう実験的な結果が出ているんですね。

そういうことを、きちんとこう、専門のところに発表されて、全国的に、それは歯科の分野では常識というか、口腔ケアが高齢者の命を救うんだという、そういうことで取組をしているところと、それから、そういうことを発表されたけど、現実にはやられてないところがありますが、ぜひ私は、せっかく歯科保健センターで予防を中心にして進めてきた、そういう事業、いろいろな実績というか、ちょっと、そういうこともありますので、ぜひそれを、高齢者の命を救うという意味で、復活するというか、大事な取組として、訪問診療、在宅の介護が必要になった場合、在宅で過ごされている方の医師の訪問。残念ですが、歯科保健センターが閉鎖されて以降、予算としては、歯医者さんが訪問したら2万円の手当がつくという制度はありますが、現実には使われていないという実態があります。ですから、そういうことを、もっと使って、活用して、そして、高齢者の健康を守っていくという。実績あるわけですから、取組を強めてほしいなと思っているので、今、歯科保健センターにおられた先生、細々と言うたらあれですけど、週1回、駅のところで相談の窓口を持たれたり、それから、三河のアートセンターのところの保健室を活用した治療というか、そういうことも取組はされておりますけれども、なかなか以前のような、本格的な歯科センターの役割を果たしているとはいいがたい状況に、現実なっております。それを見るにつけ、せっかく8020運動を牽引してきた、そして、全国にも広まり、今は国でも推奨している、そういう発祥の地が、今現実には、そういう状態になっていることについて、非常に残念な思いがあります。

過去のことでなくて、実際に見聞きしてきた人間が、まだ、たくさん残っておりますので、その方々たちも含めて、いい制度が残念な結果になっているなということを、ほんまに心の底から思っています。

なので、健康寿命を延ばしていくという意味でも、納得できる、最後まで、人生を完結するという意味では、歯科の、その医療について、もっと力を入れるべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

あと、今日、朝、出発前に、私が読んでる新聞で、非常に励まされたんですけれども、歯の分野で、災害が起きた時、せっかく救われた命が、その災害の時に、誤嚥性肺炎によっ

で多くの高齢者が亡くなっているという実態があるということで、歯科の巡回診療車を借りて、いろんな治療もしたり、しっかり食べられるようになって被災者に喜ばれている取組が進められているということで、災害の時などに、口腔衛生を対応できるような、そういう取組も、すごい高齢者以外の世代でも動けなくなって、不活発病は、誤嚥性肺炎を誘発しますと、こうした中でお口のケアはせっかく助かった命をつなぐ活動にもなっているというようなことが紹介されていました。いつ災害が起きるか分かりません。そういう意味でも、佐用町には衛生士さんも専門家もおりますし、そういう意味では口腔衛生の分野では、すごく周辺に比べても、優れたことをやっておられますから、そういう問題、今、実態もありますし、誤嚥性肺炎による死亡も、今のところ町では15人ですか、数字的には変わってないんだと、そんなに増えたわけではないという説明がありましたけれども、ぜひ、これから高齢者が安心して住み続けられるまちにしていくなために、歯科の分野にも光を当ててほしいと思います。

改めてセンターを再建する考えはないとおっしゃいましたけれども、もう一度、お考えを聞かせてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、間嶋健康福祉課長。

健康福祉課長（間嶋節夫君） ちょっと、前段、ごめんなさい、最近のデータについて、確認をしておきたいんですけれども、確かに、訪問歯科診療助成事業なんですけれども、令和6年度は該当者がおりませんでした。

その前も1名というような低調な数字ではあったんですけれども、令和7年度においては、5人。

歯科保健センターの診療に当たって来られました新庄先生に行っていただいておりますし、令和8年度においても、既に、もう3人該当者がございます。

これも、先ほど、議員も申された歯科衛生士がいるからこそのことだと思います。

専門家がおりますので、特定健診等において、歯科健診を受けられた方を中心に、その後のケア、それから、相談とかも継続的に親身になってやっておりますし、各方面、施設等のケアマネさんとかと連携をすごくとっておりまして、連絡がすぐやってまいりまして、その該当する方には、歯科衛生士の方がどうやったらいいだろうかっていうことを、本当に真剣に考えて、当たってくれている成果が、去年、今年と出ているんじゃないかなというふうに思っております。

その結果、町長の答弁では15人ぐらいというふうに言いましたけれども、それ以下に、以下の数字で推移が続いており、もう本当に、横ばいではなく、下がってきているような、数が少ないので、一概には言えないんですけれども、下り傾向ではないかなというふうに、私なんかは思っております。

ということで、歯科保健センターがなくても、健康福祉課を中心に、そして、歯科診療のほうは、郡の歯科医師会と協力しまして、今後当たっていきいたいなというふうに、今の状態を大切に続けていきいたいなというふうに思っております。

以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いろいろ、調べてきたことを、みんな言わないとあかんと思ったりしたら、あれなんですけど、歯科の、先ほど、紹介した米山武義さんという方ですけども、実際の歯医者さんです。日本歯科大学の先生、昭和大学の客員教授をされている方なんですけど、その方は、海外で勉強してきて、いわゆる歯医者さんは、その歯医者さんの中の診療内で業務を完結してきたというのが、今までの地域のありようだったというか、歯医者さんのね。それが、今からは、地域の中に出向いて行って、地域包括ケアシステムの中で、診療所としての機能を向上させていくということが大事なんだと、これから超高齢化社会に対応できるような歯科医院の機能を発展させていくことで、歯医者さんに対する見方も大きく変わってくるだろうし、皆さんも安心して生きていけると、この国に生まれてきてよかったと言えるような社会を築くことになるんだということを提案されている方なので、ぜひ、また、いろいろな本も出ているようです。また、ぜひ参考にして、歯科保健センターが果たしてきた役割なども再認識して、充実させていくという方向も、また、検討の1つに置いておいてほしいと思います。

それでは、3つ目、外出支援サービス事業についてです。

これは、先ほど、私が紹介したのは、そのタクシーの利用者っていうのは、結構、南光の方ですから遠い方なんです。比較的。

ですから、5冊まで、先ほど言われたように60回分利用できるんですけど、タクシーで行って帰ったら2回減りますよね。月に直すと、1冊12枚綴りで5冊60回分ですから、1か月すると2.5回、3回乗れないんですね。うん。そういう冊数になります。

その方は、お医者さんに通院、行かれています人なので、行きは、タクシーじゃなくて、コミバスで行ったり、さよさよを利用して、帰りは、その時間がうまく合わないからタクシーを利用していますという方でした。いろいろ工夫して、その町がやっている外出支援サービスを工夫して、通院に活用されてきているんですね。

そんな中で、タクシー、もうちょっと5冊っていうか、制限を加えないで利用できたらありがたいなという声をお聞きました。

ほかの制度と公平性、3つの制度をうまく組み合わせていくために、いわゆる5冊までという購入制限を設けているんだという説明だったんですけども、これをなくすというのは、以前、旧町の方ですから、利用制限がないところで生活されていたので、合併後は制限ができたので、そういう不便さもあるんですけど、冊数の制限をなくすということと言われるように、近いところの人は有利で、遠いところの人は、今の制度だと不利益になるから、公平性の観点から、冊数に制限を設けているという。そういう説明と理解していいんでしょうか。すみません。

私は、そういうふうに理解したんですが、町の考え方としては、そうおっしゃったんですけど、冊数をなくして、自由に利用できるようにしてほしいなと思いますが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） ご希望としては十分理解できます。

やはり、さよさよよりも、タクシーの方が自由度が高いというか、そういうことで、そういうおっしゃる気持ちというのは分かりますけれども、今、平岡議員おっしゃったように、1つは、やはり、その方は、たまたま、南光地域の方で、ちょっと、南光地域も南北結

構広いので、どちらの方かは分かりませんが、それなりに距離のある方だということですが、タクシー助成券を5冊、上限いっぱいまで買われている方は、非常に、やっぱり近い方が、この佐用の町中中心に、近い方が、かなり多い状態です。

これは、やはり、さよさよが1回300円、65歳以上であればですけども、タクシーに乗っても300円とまではいきませんが、ある程度定額の値段で乗れるから、その利用頻度が高いということは、容易に想像ができます。

ですので、これを冊数制限なしにすると、やっぱり、そういう方の中心の、そういう方にメリットがあるということ、これは1つであることは間違いございません。

それともう1つは、やはり制度の持続可能性ということです。上限なしということになれば、これ、どこまで増えるかというのは、ちょっと、想定もできませんので、これまで、昔は、確か2冊で1冊を病院専用の時代が、多分、確か、合併当初あって、それから、だんだんと拡大してきたという経緯があるのではないかと思います。

いきなり無制限ということには、多分、ならないだろうとは思いますが。

やはり、ここは、持続可能性ということも、しっかり考えて、制度設計というものはしていかないといけないだろうなというふうに思います。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 佐用町は、高齢化率が高いと、若い人は少ないんだけど、子供が生まれる人数も少ないんだけど、高齢者は率とすると多いんですね。

そういう意味では、高齢者が、お世話になるだけのものではなくて、高齢者も元気な方もたくさんおられますし、佐用町内、田舎で交通機関が非常に不便な状況がありますから、高齢者が自由に安心して町の中を行動して、公共交通機関を使って目的地に移動できる。これは、もう人としての基本的な権利ですし、今、車の運転ができていても近い将来、返さなくてはならないような状態も出てきます。そういう点でも安心して暮らせるための移動手段としての充実というのは、今まで以上に重要になってくると思います。

それで、町の公共交通会議のあり方について、最後にお聞きするんですけど、毎年開かれているということで、できるだけ、私も、傍聴には時間を、合えば、参加させていただいております。

その時の協議の様子を見ていると、参加されている中で、発言を中心にされているのが、事業者の方で、どちらかというと、利用されている人からは、今まで何回か傍聴させていただきましたが、1回も発言を聞いたことがありません。

実際には、思いがあるんだろうと思うんですが、発言ができないような雰囲気なのか、淡々とか、その会議が進められておりますけれども、なかなか声が上げられない人の声を、ちゃんとくみ取っていくというような仕組みが、私は要るんじゃないかなと、その傍聴していて思いました。

なので、公共交通会議開かれている内容を充実させていくためにも、在り方として、お考えがあればお聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい、江見町長。

町長（江見秀樹君） 後ほど、大下課長のほうからも答弁があると思いますけれども、私も、当時、担当課長、それから、担当室長として、公共交通会議には出席をしたことがございます。

副町長時代はメンバーになってなかったもので、残念ながら、その2年ほどは出れてないんですけども、それ以前、私が出席していた時には、いわゆる地域の団体の方から発言があったこともございますし、平岡議員が来られたのは、多分2回、ここ最近では2回ぐらいですかね、その時は、たまたま、そうだったのかもしれませんが、それは、決して別に常にそうだということではないということだけ、最初に、申し上げておきます。

あと、ちょっと大下課長のほうから答弁します。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

私も課長になって3回ほどは出させていただきましたけど、確かに、去年と一昨年については、ちょっと、1事業者の方の発言が多くて、なかなか皆さんの発言がなかったわけですけども、令和5年の時におきましては、ある団体の方から、駅の手すりがさびているから、ちょっと、直してほしいというようなご意見がありまして、それを反映して、令和6年度には、そういったことも実施を、修繕のほう、JRと協議をしてさせていただいたようなこともありますので、ここ2回ほどは、そうですけども、皆さん、公共交通の利用者ということで、自治会長会の方でありますとか、民生委員さんとか、いろんな方、お集まりいただいておりますので、引き続き、できるだけ、そのような方のご意見を聴取するように努めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（加古原瑞樹君） はい。

13番（平岡きぬゑ君） よろしくお願ひします。
以上で終わります。

議長（加古原瑞樹君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。

議長（加古原瑞樹君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日6月18日から22日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（加古原瑞樹君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。
次の本会議は、6月23日、火曜日、午前9時30分より再開します。
本日は、これにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後 0 3 時 0 5 分 散会
